

官報

号外 昭和三十三年四月六日

○第四十回衆議院會議録 第三十三号

昭和三十三年四月六日(金曜日)

議事日程 第三十号

昭和三十三年四月六日

午前零時五十分開議

第一 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(前会の続)

第二 特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(前会の続)

第三 質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

第五 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(前会の続)

日程第二 特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(前会の続)

日程第三 質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

日程第五 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前零時十二分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(前会の続)

日程第二 特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(前会の続)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。これより討論に入ります。

○黒田壽男君登壇

私は、日本社会党を代表いたします。日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件についての委員

長の報告に反対をいたします。これからその反対の理由を述べます。

政府は、本協定によりまして、ガリオア・エロアをわが国のアメリカに対する債務として支払おうとしております。しかしながら、いかなる理由によつて債務と見なすかといふことについて、政府はこれまでわれわれを納得させる根拠を何一つ示しておりません。

(拍手)元来ガリオアについては、過去長い間、政府自身が、それが債務であるか贈与であるかといふことについて、はつきりとした見解を持っていなかったといふのが事実であります。ガリオア・エロアは債務であるか贈与であるかといふ問題につきましては、過去長い間国会におきまして、あるいは予算委員会において、あるいは大蔵委員会において、あるいは決算委員会等におきまして、質疑が行なわれまして、私自身が委員会議事録で調べただけでも、十数回にわたつてこの問題についての質疑が行なわれております。

それにもかかわらず、政府によつて明瞭な見解は示されておられません。池田首相自身、大蔵大臣でありましたころ、昭和二十四年四月の国会の委員会におきまして、次のように答弁をしておる。ガリオアが債務であるか贈与であるか、依然としてきまつておりません、それは平和条約のときにきまるべきものと考えておる、外国では贈与された例もある。このように答弁をして

おるのであります。また最近、この国会の予算委員会におきまして、こう答弁しておる。私は、その後ずっといろいろ研究したあと、昭和二十五、六年ごろから、ガリオアは債務と心得ます、こう言っております、このように答弁をしております。しからば、昭和二十五、六年以前、ガリオア援助が開始せられてから四、五年の間は、池田首相はガリオアを債務と心得ていなかったということになるのであります。だからこそ、昭和二十四年の国会で、さきに指摘いたしましたように、ガリオアに贈与か債務かは依然としてきまつておりませんと答弁したのであります。池田首相は先般の外務委員会におきまして、この点についての私の追及にあつて、合理的に弁解することができなかった。そこで、従来の答弁の内容を変更して、ガリオア援助が始まったところから、その中に債務と心得るべきものと、贈与と解すべきものとがまじつておつたと思つておつた。こういうふうに答弁の内容を変更したのであります。しかしながら、今になって答弁内容を変更いたしましたも、昭和二十五年以前は、債務と心得ておらず、債務か贈与か依然としてきまつていないと考えていたという答弁をいたしましたその事実を変えることはできないのであります。(拍手)この一例をあげただけでも、ガリオアの債務性について、政府自身はつきりした

考えを持っていないかつたということが証明せられるのであります。

次に、池田首相は、昭和二十四年の大蔵大臣としての答弁で、ガリオアが贈与か債務かは講和会議できまるべきものと考えておると答弁されておる。しからば、対日平和条約ではどうであつたか。対日平和条約には、ガリオアを債務として支払うべきことを義務づけた規定は全然見当たらないのであります。(拍手)また、対日平和条約締結の責任者でありました吉田元首相は、平和条約締結後の昭和二十八年七月の衆議院予算委員会におきまして、ガリオアの問題に関する答弁を行ない、それは法的債務ではないが、独立国になれば、独立国民の名譽から、援助を返したい、こういうふうに答弁しておる。緒方副総理も、それから約二週間後に、ガリオアは法的に確立した債務ではない、道義的なものであると答えておるのであります。対日平和条約の解釈は、この条約を締結した首席全権である吉田元首相の解釈が最高の權威を持つものであると私どもは見なければならぬ。その吉田元首相が対日平和条約でガリオア援助を法的債務として支払う規定はないと認めておることが、前述の答弁で明らかになつたのであります。(拍手)

池田首相の大蔵大臣時代の答弁を待つまでもなく、戦時中及び占領期間中に生じましたわが国の対外関係上の支

払いや請求権の、平和条約締結後の効力は、これを平和条約において規定しておくというのが、国際法上の原則であります。(拍手)しかるに対日平和条約には、わが国がアメリカに對し將來ガリオア援助を支払うべき義務がある旨の規定は、先ほど申しましたように、全然ないのであります。池田首相自身も、このことを昨日の外務委員会におきましてはつきりと認められております。ただし、池田首相は、同時に、弁解してこう言われた。ガリオアについては後日話し合うつもりであつた、こうつけ加えられたのであります。しかしながら、われわれの常識をもつてして、ガリオアについてだけ他の債権債務の処理に関する平和条約上の取り扱ひの原則の例外とする理由はないのであります。また、政府の高級官僚の人々、そういう人々は、ややともしれば秘密独善外交を好むという欠点を持つていますが、こういう政府部の高級官僚が腹の中で何を考えておりましたらうとも、それによつて、国民は何らの拘束をも受くべき筋合いのものではございません。(拍手)池田首相がその腹の中で、將來ガリオアの支払いについてどう考えていたかといふことによつてはなくて、文字の上に現れた平和条約の字句とその厳格な解釈、世の中には何かためにするところがあつて、ある条文の反面解釈を行なつたり、拡張解釈をしたりするよう

なことがありますが、そういうことによつてではなくて、条約の条文の厳正な解釈と国際法及び国際慣習の原則に従つて物事を判断すべきであります。そして、対日平和条約にはガリオアの支払いに関する規定はない。このことは、池田首相自身も、先ほど申しました通り、昨日はつきりとそう答弁しておられる。池田首相が腹の中にどういふことを考えておいでになつたといはしても、対日平和条約にはガリオア支払いの規定はないのでありますから、この一点をもつていたしましても、ガリオアの債務性を主張する政府の考え方が、いかに根拠のないものであるかということがわかるのであります。(拍手)

政府は、ガリオアの債務性の根拠をスキヤピンに求めておる。連合国総司令部の日本政府あての覚書に求めておられます。この覚書に、援助物資の支払いについて、後日これを決定する旨のただし書きがついていて、こう言うのであります。しかしながら、これがはたしてガリオアの債務性の根拠になるかどうか、私はこれに関する見解をこれから申し述べてみたいと思ひます。

ガリオア援助が債務か贈与かが、本協定における論争の中心点と、現在なつております。それを決定するため

の根本的な基礎的な判断の資料となるものは、ガリオア援助が行なわれまし

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

た時期におきまして、わが国がいかなる国際的地位に置かれておつたかといふことを明らかにすることである。

(拍手)特にアメリカとわが国との国際的地位を比較して、わが国がいかなる立場に置かれておつたかといふことをはつきりとつかんでおく必要がありま

す。現在、わが国がアメリカに對し、軍事的にも経済的にも政治的にも、文字通りに対等平等の関係にあると考えることは無理がありますけれども、しかし、今は一歩譲つて、一応常識に従つて、独立国同士の関係と見られておる

おりました時期は、対日平和条約締結前の時期でありまして、日本は連合国軍の、實質的にはアメリカ軍の占領下に置かれておりました、わが国の主権は連合国総司令部官マッカーサーの超憲法的權力のもとに置かれ、国の独立は殘念ながら奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておつたのであります。要するに、アメリカに對するわが国の当時の国際的地位は、対等平等の立場で、自由な意思に基づいて取引ができるというよう

な関係ではなかつた。絶対権力者としての支配者と、その意思に従うはかない被支配者との間の関係であつたのであります。

そのことから次のことが言える。アメリカと日本とは契約的基礎の上に立

つ国際的取引、これを輸出入と言つてもよろしいでしょう。そういう国際的取引によって債権債務を発生させるような関係にはなかつたといふことである。つまり、(拍手)ガリオア援助は、債権債務などの觀念を超越した環境のもとで行なわれたものであります。それではどういふ援助であつたか、それはアメリカの占領政策として行なわれた援助であつたのであります。ここにガリオア援助の本質があるのである。従つて、同じアメリカのわが国に対する援助と申しまして、日本国とアメリカ合衆国との間のいわゆるMSA小麦の輸入協定のような一定の国際的取引がなつて、それに基づいて援助が行なわれるといふようなものは本質的に違つておつたのであります。すなわち、ガリオア援助は、物資の輸入の形式で行なわれたいましたけれども、それが通常の商業輸入といかに異なつたものであつたかといふことは、われわれの記憶に今なお新たなところでありませう。(拍手)わが国には輸入物資の種類あるいは品質等についての選択権はありませんでした。価格に関する何らの協定もなして輸入せられたのであります。支払い方法も何ら協定されておられません。物資を入手してもその自由な処分は許されなかつたのである。国民に物資を売りつけた代金は、見返り資金として積み立てられましたが、見返り資金として積み立てられただけで、その使用についても、一

銭一厘に至るまで総司令官の指令通りにするはなかつた。こういう状態であつた。援助物資のこのようないわゆる買付が、法的な契約に基づくものであり得るはずはなく、従つて、法的な代金支払い債務の発生するといふような余地はなかつたのであります。すなわち、ガリオア・エロアは法的債務ではない、こういう結論に到達しなければならぬ。(拍手)

しかば、ガリオア援助は一体何であつたか、これを考へてみなければなりません。アメリカのガリオア予算は本来アメリカが外国地域における占領に關し、アメリカの責任と義務に應ずるために必要な経費として支出したものであります。これをいさし少し砕いて申しますならば、アメリカが占領しておる地域の住民が飢餓や病気で苦しむようなことになる、そこに社会不安の状態が発生する。そのことは直ちに占領軍の不安となるのであります。このような不安から米国の軍隊を守るために、必要な最小限度の供給として物資を供給したのであります。このことを最もよく表わしておりますのが、極東委員会の食糧輸入に関する決議であります。この決議は、日本に食糧の輸入を許可するについての根本的な原則を示しております。それは次のようにいつておる。連合軍の当座の安全にとつて必要不可欠と認めるもの以外は、日本に對しそれ以上の待遇を

与えてはならない、こういうように決議をしておるのであります。これによつて日本への食糧輸出は、当時の食糧の事情からいたしまして、日本人への食糧援助にもなりたつたけれども、しかし、根本的には、日本人の食糧欠乏によつて社会不安が発生すれば、それがアメリカの占領軍に不安を与えることになるので、その不安が発生することを防ぐことによつて、アメリカ占領軍を守ることが、根本の目的とされておつたのであります。すなわち、アメリカ占領軍の安全にとつて必要不可欠として、食糧についても、その輸入を許可したものである、こういうことがわかるのである。ガリオア予算は、ある外国に對する借款として用いられるべき性質のものではなかつたのであります。ガリオア物資の輸入は、それによつて通常の輸入の場合のようには、先ほど申しましたように法的債務を負担するといふことになるような性質のものではなかつたのであります。それは占領軍が占領政策として、それ自身の責任とし、義務とし、利益として、日本に供給した援助であるといふことができるのであります。ガリオア援助は占領政策でありますから、占領期が経過し、占領政策が終了するとともにスキヤップンの効力も消滅するのであります。占領中に行なわれた援助について、将来その取り立てを留保しておこうと思へば、平和条約締結の際、

これを明記すべきものであつたのであります。(拍手)しかるに、このことは明らかになされておられません。占領中のみ効力を有する総司令官の覚書が今ごろになつて持ち出してきて、これをガリオアの債務性の根拠とするといふようなことは、われわれの絶対に承服したいところでありませう。(拍手)ガリオア援助の本質を全面的に、かつ正しくとらえるためには、その法的解釈の面から見るほかに、経済的な面からも、また政治的な面からも、これを見る必要があります。ガリオア援助に對し支払いをしようといふ考えの中には、これを法的債務として支払おうといふものと、道義の問題、名譽の問題として支払おうといふものとがござります。その立場に相違はありますけれども、しかし、ガリオア援助を、本来の意味の援助と考へておるという点では、両者は一致しておるのであります。すなわち、援助によつてアメリカはそれだけ損をする、そしてアメリカは損をするだけである、日本はそれだけ得をしておる、そして得をするだけである、こういう関係になるのが本来の意味の援助であります。かような意味での救済を受けたのであると考へる者には、債務の弁済として、あるいは恩に報ゆるという意味において、これを返さうといふ考えが起こつてくるのであります。

しかしながら、アメリカの戦後の対日援助の実体は、決してそのような単純なものではありません。それは深刻な内容を持つておつたのである。アメリカは戦後の対日援助政策によつて、決して、われわれの目から見れば、物質的に損をしておるものではない、むしろ、その政策を通じてアメリカは、国家としても、またアメリカの資本としても、十分な利益をあげておるのである。ガリオア援助に見合うだけの利益は、日本からすでに取り戻しておる。(拍手)もつと率直に言へば、それに見合う以上の利益を、すでに日本から取り戻しておるのである。これが私はガリオア問題の実体であると思へる。これについて、私は若干の説明をつけ加えてみたい。第一に指摘したいのは、ガリオア物資は、その大部分がアメリカの過剰物資であつたといふことである。たとえば食糧について申しますならば、これを日本にでも送らなければ、腐つて使ひものにならなくなつてしまふ、そういう状態であつたのであります。ガリオア食糧については、動物の飼料用のものもあつたのでありますけれども、これを贈与と思つたからこそ、国會は感謝決議をしたのである。これは率直な事実である。今ごろになつて、感謝にいろいろな理屈をつけておる者があつても、事實は、あの当時

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十三号

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 外一件

七九六

そうであった。また国民もそう思っておつたのであります。それを今さらアメリカが有償であるというならば、ガリオア援助によつてアメリカは非常な有利な輸出を日本を相手としてなしたことになるのであります。

第二に、ガリオア援助による輸入は、日本がアメリカの占領下にあるという特殊事情のもとで行なわれましたために、他国の商品輸出がわが国に入り込むべきを与えないように利用せられていたのであります。管理貿易を媒介にして、わが国の対米偏重の貿易政策という、アメリカにとりまして非常に有利な貿易を将来作り出す、その出発点を作つたのが、ガリオア援助の対日輸出であつたのであります。(拍手) こういう利益をアメリカはあげておる。

第三に、ガリオア援助を通じて当時アメリカの資本がいかに利益をあげたかということにつきましては、これは多くの人がすでに指摘しておるところであります。計数的なことは外務委員会において井手委員などが詳細に論じられておりますので、私はここでは概論的に申し上げるにとどめます。昭和二十四年四月、見返り資金特別会計設置までの輸出入は、複数レートで操作せられておりました、これは多くの人が指摘しておりますように、アメリカからの輸入は不当に高く計算され、日本の輸出品は不当に安く買付けら

れ、それによつてアメリカの資本は大きな利益をあげておる。これは動かすことのできない過去の事実であります。また、輸出入の差額は、見返り資金特別会計を通じて、援助物資の払い下げ代金でまかなつたのであります。このような事実は、日本への援助政策を通じてアメリカの資本がいかに利益を獲得しておるかということを示すものであります。

次に、第四に、私は終戦処理費との関連からガリオアを考へることができると思ふ。ガリオア援助もいわば間接軍事費であります。終戦処理費も同じ性質のものであることは、だれも疑う者はございません。われわれはガリオア援助の金額がアメリカの計算する通りであるといつたとしても、その倍額以上の税金を、国民は終戦処理費として取り立てられておるのであります。ガリオア援助のおつりは十分以上にしておる。これは理屈では反駁のできぬ国民感情であります。今さらながらガリオアを支払ふとは何事であるか。これがこの協定に対して国民の抱いておる率直な感情である。このことを政府は知るべきである。(拍手)以上の事実によつて見ても、ガリオア物資に對し、アメリカはすでに十分な利益を取り戻しておる、今さらこれに對し支払ふ必要は私どもは断じてない、そう考へる。

次にアメリカは、占領、被占領という関係の中で、ガリオア援助という政策を究端といつたしまして、わが国を経済的に従属させたのであります。当時の経済的従属を通じて日本を政治的にも従属させたという利益をアメリカは得ておる。対日平和条約を全面的講和としなかつたことにそれが現れております。この条約と同時に日米安全保障条約を締結して、アメリカに対する日本の軍事的従属関係がアメリカによつてかちとられたのであります。ガリオア援助が終つたあとMSA軍事援助がこれにかわつて従属関係をさらに一層深めました。その上に新安保条約によつてアメリカへの軍事的従属の体制固めをしたのである。ガリオア援助はこのようなアメリカの対日政策の体系の中でこれをとらえ、そのよ

うなアメリカの対日政策の一環として、そしてその究端としてとらえるときに、その政治的本質をはつきりととらえることができるのであります。アメリカは今深刻なドル危機の中でガリオア返済を求めてきており、池田内閣はこれに應じました。池田内閣は、私どもから見れば、支払わなくてもよい金をアメリカに支払ふとしておるのであります。これが今回の協定であります。これを支払ふならば、私は二重にも三重にも支払ふことになると思ふ。このような支払い協定にわれわ

れは承認を与へることは断じてできないのであります。(拍手)

次に、本協定の付属交換公文について簡単に申し述べてみたいと思ひます。この二つの交換公文にも重要な問題が含まれておる。交換公文の一つは返済金の一部を日米の教育、文化の交流のために使用することに關するものであります。これはアメリカが、政府

對政府の政策によつてだけでなく、さらにそれ以外の方法によつて、日本国民の精神の奥底にまでアメリカ文化の腐敗した資本主義的精神を植え付けようとする意圖に基づくものであると私は考へる。これはいわゆるデプロマシー・イン・デプスの実行を企圖するものであります。われわれは、日本の勤勞者の健全な文化の維持、擁護、発展のために、このような政策に對し反対せざるを得ないのであります。

第二の交換公文は、ガリオア返済金をもつて東アジアの低開發國をアメリカの計画に基づいて援助するために使用することを予定しております。アメリカのこの政策に對して池田内閣はアメリカに資金を支払ふとしておる。その上、池田内閣は、この国会におきまして御承知のようにタイ特別円協定の改定について承認を求め、正当な理由なくしてタイ國に九十六億圓を贈与しようとしております。一方は國民に贈与と思はせていたものを債務として支払ふといふものである。他方は償

権としてやがては弁済してもらへる関係のものを贈与に変へてしまつたのであります。この二つの協定は奇妙なコントラストをなすものであります。同時にわが國が払わなくてもよい金を外國に支払ふという点では共通のものを持つておる。その上韓國からも現在理由不明な金を要求せられておるのであります。

私は、こういうことだけを見ても問題の重要性を知ることができると思ひますけれども、さらに重要な他の問題がひそんでおります。ガリオア援助の支払いを通じてアメリカに返済される金は、東アジアにおけるアメリカの戰略基地への援助として支払われるということは明らかであります。タイ國への支払いが、SEATOの中心に立つ國の政策を強化することに役立つことは明らかである。日韓會議が中止されぬ限り、池田内閣は、日韓會議を通じて、韓國の凶惡な軍事ファッシ主義の強化に協力することになることも明らかであります。池田内閣のアメリカへのガリオア支払いとタイへの贈与と日韓會議は、それぞれ個々別々に、相互に無関係の政策として遂行されようとしておるものではありせん。これらの政策は、その背後にアメリカの東アジア政策があり、それに推進せられて行なわれておるものであります。(拍手)これらの政策には内面的なつながりがある。これらは、すべてアメリカの東ア

ジア戦路への追従として行なわれるものである。池田内閣は、これらの政策によって、アメリカの東アジア政策に追従するとともに、わが国の独占資本の東アジアへの進出をもあわせて意図しておるのであります。池田内閣の政策は、アジアの平和に役立たぬだけでなく、アジアの緊張を激化するものであります。アメリカの東アジアにおける危険な戦争政策に追従することによって、わが国を戦争の危機にさらすものである。われわれは、池田内閣の外交政策を自身に全面的に反対し、その池田外交の一つの現われである本協定の承認にも、断固として反対するものであります。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 北澤直吉君。

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件に対し、賛成の意を表せんとするものであります。(拍手)

一般にガリオア・エロアといわれておりますところの戦後米国の対日経済援助の処理は、わが国における戦後処理の重要な一環として、米国との間の多年の懸案でありましたが、今回この協定によりまして、約十八億ドルに上

ります援助額に対し、わが国が四億九千万ドルを年二分五厘の利子を付して十五年間にわたる半年ごとに支払うこととし、ここに本問題の最終的解決を見ることと相なるわけであります。

次に、本件に賛成する理由のうち、重要なもの若干について申し述べます。

まず第一は、ガリオア等の援助の債務性に関する点であります。米政府は、一部の贈与分を除き、本件援助が贈与であることを言明したことはなく、むしろ、極東委員会決定等の諸文書、マッカーサー元帥初め米政府関係者の諸証言によっても、米国は、他日これが返還さるべきものであるとの態度を明らかにしております。

また、わが政府に対しまして、援助物資提供に際し、これが支払いにいつては後日これを決定するとの趣旨が、日本が占領下にあった時代においては、すべてに優先して最高の効力を持っておった占領軍総司令部の指令において明らかにされておるのであります。このようないきさつから、この援助は、当初から、将来何らかの処理を要するものであったことは、きわめて明瞭であり、また、これに基づいて、過去十年來、日米間に返還交渉が行なわれて参つたのであります。このように債務性が明らかであります以上、これに對して相当の支払いをなすことは当然と申さなければなりません。一方、平和条約発効後十年を経過し、賠償

問題もほとんど解決しまして、また、わが国の経済力も西ヨーロッパ程度といわれるまでに向上しました今日、これが解決をはかることは時宜を得たものと考え次第であります。(拍手)

第二は、今回わが国が対日援助の処理として支払うことに決定しました四億九千万ドルという金額の点であります。これは援助総額についての日米双方の計算方法、総額より差し引くべき各種の項目金額、西ドイツのガリオア処理協定の前例等の要素が勘案され、また、韓国及び琉球との清算勘定残高が、日本の米国に対する反対請求権として処理された結果であります。西ドイツがガリオア等の援助約三十億ドルに對し十億ドルを支払うこととしたことに比較してみましても、妥当なる金額であると信ずるものであります。

第三は、今回の協定による支払いは、日本国民にとり二重払いとなるのではないかという点についてであります。日本政府は、援助物資を民間に放出し、その代金を受け取っておりますが、この代金は、昭和二十四年見返資金特別会計設置以前は、日本国内において物資を安く売るための価格補給金等に充てられ、見返資金特別会計設置以後はこの会計に積み立てられ、戦後の各般の経済復興の資金源として使用せられており、日本政府としては、今回の協定の対象となっており、援助

物資について、一銭一厘も米政府に支払ってはならないのであります。従つて、日本政府と米政府との関係においては、二重払い云々は全然問題にならないのであります。(拍手)世間でいわれておりますところの二重払い云々は、国民は、放出物資に對しては代金を支払つておるから、もし、今回の協定による支払いのために、新たに国民からの税金を充当するようなことになれば、国民にとり二重払いになるのではないかと云うことであります。

しかしながら、今回の協定によりまして、四億九千万ドルの支払い方法が、最初の十二年間に毎回二千五百五十万ドル、その後の三年間に毎回八百七十万ドルずつとなつており、わが国の過重なる財政負担とならないばかりでなく、また、その財源も、援助物資の代金を積み立てた見返資金特別会計の資産で、現在産投特別会計に引き継がれて残つてゐるものの運用によつて生ずる利益によりまして支払い得るので、国民よりの税金を充当する必要はなく、従つて決して世間でいうような二重払いにならないことは明らかであります。(拍手)

第四は、この支払い金の使途についてであります。協定に付属する交換公文において、二千五百万ドルは円貨に使用され、残余の大部分は、東アジアその他の地域におきまふ低開発諸

国に對する経済援助の資金として使用される旨の米國側意圖が明瞭でありまして、わが国としてもまた満足すべきものと考え次第であります。

第五は、戦後の対日援助は、あの終戦直後の極度の食糧難、社会不安の時期におきまして、いかにわが国民を勇気づけ、かつ、今日の経済復興の原動力となつたかといふことでございまして、この点は何人も否定し得ないところであらうと思ひます。御承知の通り、わが国と同様の立場にあります西ドイツは、すでに九年前の昭和二十八年に返済協定を結んで、その後、米国の要請によつて繰り上げ支払いまで行ない、すでに大部分の債務を履行し、今日、世界におきまして押しも押されぬ国際的地位を築き上げるのに少なからず貢献したことは周知の通りであります。(拍手)これに對して昔から外国よりの借金はいずれ踏み倒さな

いで、必ずこれを返済するといふ輝かしい実績を持ち、これによつて世界のいづれの国にも劣らない伝統的な対外信用を築き上げ、外国資本の導入を促進し、明治以後の脅威的發展をなし遂げて参りましたわが国としましては、前に述べましたような、終戦後のきわめて困難な時期に供与されたこの米國の援助に對しまして、日本の経済力と見合ひながら適當な返済を行なうことは、独立自尊の誇りと、決して恩を忘れないとの信念を有する国民とし

て、我々自由民主党を代表して、この協定に賛成の意を表せんとするものであります。(拍手)

て当然のことと思われ、また、これによつて、米国はもちろん、世界に対して、先進国の一つとしての日本の国際的地位の向上発展に資するところ少なからざるものがあることを確信いたす次第であります。(拍手)

口を開けば民族の独立を唱え、日本は米国に従属しておると非難する人々が、事対日援助については、前述の経緯を無視して、一方的に、対日援助は無償の贈与なりと断定し、これに対する支払いを拒否し、ひたすらに米国の恩恵、米国の慈善にすがらんとする態度は、自家撞着もはなはだしきものと云わなければならぬと思ふのであります。(拍手)

この際、私が特に指摘しておきたいことは、日本国憲法の前文に、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」と声明せられておることであり、われわれ国民は常にこれを心に銘記すべきものと信ずるのであります。(拍手)

先ほど黒田議員の討論を伺つておりますと、過般の社会党と中共との共同声明に表われたように、米帝国主義に対する闘争という片寄った見地からすべてを切り切つて議論しておることは

明らかであります。われわれとしましては、これに反駁の必要を認めないのであります。

以上述べました理由によりまして、私は、今回の協定に対し、全面的に賛意を表するものであります。

以上をもつて私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 佐々木良作君。

「佐々木良作君登壇」

○佐々木良作君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております、いわゆるガリオア・エロア協定の承認を求めるの件につきまして、すでにわが党提案の積極的な撤回再交渉動議は否決せられましたので、本件に対する反対の討論を行なうんとするものであります。

戦後における米国のわが国に対する援助をどう結末をつけるかという問題につきましては、本院は、昭和二十四年の大蔵委員会における質疑以来、足かけ十四年間にわたつて、政府並びに国会の間におきまして常に論議の対象となつて参りました。この間において自民党政府が一貫してとつてきた態度は、本件をじわじわとわが国の債務であると確認する方向に引つぱつてきたことでありまして、野党である社会党が一貫してとつてきた態度は、本件は債務ではない、米国に対して一切返す必要はないという趣旨でありまして、いずれにしましても、本件を日米

間の債権債務として認めるかどうかという点に問題の焦点が置かれて参りました。このことは、本件を過去の外交案件の処理という観点からとらえるならば当然の帰結でありまして、よくけれども、私は、別の角度から、日本及びアメリカを含む自由陣営の将来向けの世界政策的見地に立つて本件をとらえて処理することをもあわせ検討すべきである、こういう観点に立ちまして、わが党提出の動議の基本的な考えもここにあつたわけでありまして、これは内容を省略いたします。

反対理由に移りますが、本件反対の第一の理由は、すでに同僚議員諸君も述べられましたごとくに、本件の背景となつてゐるわが国に対する米国の戦後援助は、いかなる両国間の交換文書等によりまして、わが国側においては、これを法律上の債務として認め得る結論はどうしても出てこないといふこととあります。政府が今回本件の参考資料として提出した昭和二十四年四月六日の衆議院における阿波丸事件決議、同年四月十日の同事件についての日米両国政府の処理協定、また、昭和二十二年六月二十日のマッカーサー元帥の米國議會にあてたメッセージ、及びその前年の昭和二十一年七月二十九日のスキヤッピンにおける援助物資の支払いについては後日これを決定するといふただし書き、これらのいずれの資料をとつてみましても、また、本

日のこの議場における質問に対する外務大臣等の答弁を伺いまして、本件が法律上の債権債務であり、わが憲法上、財政法上、わが国の債務として認めなければならぬという結論はどうしても出て参りません。政府提出の資料は、むしろ、本件の債務性が成立しがたいことを国際的に立証するための資料とみなしても差しつかえがないと思われるほどであると思ひます。さらに、先ほどの論者も言われましたごとくに、政府は、たびたび西ドイツの例を引かれるのでありまして、戦後の復興にあつた、わが国と同様に西ドイツも米国から経済援助を受けたけれども、西独の場合、それについての米国の請求権は、援助当初から両国の間に確認されておりました。従いまして、二国間の債権債務として処理されたのは当然の帰結でありまして、これがわが国の場合に当てはまり得ないことは言うまでもありません。(拍手)かくして、政府の言うがごとく債務性を立証することはついにできなかったと私は思ふのでありまして、これが本件反対の最大の理由であります。

第二は、右のごとく、本件の背景をなす日米間の債権債務関係が明確に立証されないにもかかわらず、政府は、債務性が濃いものという表現をもちまして国会に臨み、自民党の多数の力をもつて債務を確認しようとするこの政府・与党の態度にあります。政治——格

別外交に関しましては、国民の十分な納得を前提としてのみ効果を上げ得るものでありますことは言を待ちますまい。本件を多数の圧力をもつて押し切ろうとする政府・与党の態度は、国会戦術としてはあり得ても、決して国民を納得せしめる説得力を持つものではないと云へば、(拍手)これは、わが国外交上現在最も重要な地位を占めるべき対米外交を、依然として国民に対して不可解、不明朗なままに推移させ、いたずらに対米追従外交の汚名を高からしめるに至るものであると思ひます。(拍手)従つて、昨日の外務委員会、本日のこの本会議におけるごとき状態において、政府・与党の多数無理押しをもつて本件を成立せしめても、それは日米友好の効果を上げ得るものではないと云へば、国民の血税を効果なき外交に使用することは浪費であり、政治ではないと存じます。これが反対の第二の理由であります。

最後に、わが党の態度について付言をいたしたいと存じます。まず、私は、本件に関して、皆さんも御承知のごとく、かつて国会が各党各派を越え、この壇上より最大の感謝の言葉を贈つたことを想起するものであります。そして、この率直な態度こそが、本件についてのわが国民の心情であり、この決議に即応した処理方針こそが、今後この問題を契機として、日米外交を大きくプラスするものである

と考へるのであります。(拍手)この意味において、わが党は、本件を道徳的債務、出世払い的債務という表現をもつてとらえて、わが国の道徳的責務を、日本及びアメリカを含む自由陣営の世界政策的路線に結びつけた低開闢国援助に振り向ける方式を主張しておるのであります。米国の戦後援助に対しては、わが国民の率直な感情は、借金証文があるから返す、いや、証文がないから返さないというがごとき処理のワタ内におおに閉じ込められるものではあります。先ほど戸叶さんの御意見を拝聴いたしました、戸叶さん自身が御承知のごとくに、外交はそう簡単には白か黒かの理屈ばかりで処理できるものではないと申すまい。国民の意思と感情を常に正しく反映し、それを世界平和に貢献する方向に組織化していくのが外交であるならば、本件を債権債務であると無理にこじつけるのも誤りであり、一銭も返す必要がないというのも誤りであり、それはわが国だけの利己主義、功利主義の立場に立つものでありまして、少なくとも、外交としての友好も親善もない態度といわなければなりません。

かかるといって、わが党は、先ほど田中議員より説明のありました通り、三点の内容を持つ撤回再交渉動議を提案いたしましたわけであり、動議は遺憾ながら否決されましたが、さらに一言いたします。もし、再交渉妥結の可能性について、政府・与党の方で疑問を投げかけられるようなことがあつたらば、私は、それこそ一にかかつて日本政府自身の認識と熱意にあることを指摘いたしておきたいと思ひます。聞くところによりますと、かつて大平官房長官は、わが党の出世払い方式という言い方に対して、すでにわが国は出世の段階にある、こういう意見を漏らされたとか。最重要案件と称せられた本協定が、国会に提出されてから一カ月余も審議なく放置され、最後の段階に至るや、昨今の無理押し強行、まさに国会正常化という言葉も泣くに泣けないような体たらくであつて、これが出世の名に値するわが国の姿であるとお考えになるような政府の認識ならば、再交渉もなかなか困難でございましょう。もしこれを出世の姿と見られるならば、それは西尾委員長がかつての壇上から指摘しましたように、まさに金力万端の成金出世の姿であります。世界の外交舞臺で大きな口がきけるような出世の姿ではありません。

わが国の政治は、経済に比して半世紀もおくれているという言葉を十分かみしめていただき、猛反省をせられるよう、政府・与党に強く強く要望いたします。同時に、骨伸び外交、党路外交の中止を断固として要求いたしました、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 川上貢一君。

「川上貢一君登壇」

○川上貢一君 私は、日本共産党を代表しまして、日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に反対の意見を述べます。

反対のおもな理由は二つあります。その一つは、この協定は、正常な形で委員会を通過したものではありません。他の一つは、協定そのものの性格と内容についてであります。

池田総理大臣は、このガリオア・エロアは債務と心得てきたものであつて、一ぺんも債務と書いたことはない、一貫して答弁をしておられます。

なぜこんないいかげんなことを言わなければならぬか。吉田元総理は、昭和二十四年の四月二十七日の参議院の本会議で、阿波丸協定及び付属了解事項についての報告の中で、ガリオア・エロアは日本にとって有効な債務であります、と、はつきり言うております。速記録をごらん下さい。それだけではあります。そのあとで丁寧に、日本の中には、このガリオア・エロア物資を、あたかもただでもらつておるのかのような誤解がありますから、この機会に、これが債務であることを了解事項としてつけ加えまして、私が外務大臣として署名したのであります。とわざわざつけ加えておるのです。これは速記録です。これは明らかに債務である

ことを承諾したのです。池田さんは、承諾したことはないと言われるが、しておるのです。これだけではありません。吉田元総理は、昭和二十六年一月の平和会議の直前に、アメリカから示された議題表というものがあつた。この議題表の中に、ガリオア・エロアという項目があるのです。この項目にどういふことを吉田さんは書き込みましたか。日本は支払いますと書き込んでおるのです。この公の文書は、明らかに国際的に残っております。ここでもまた明らかに債務であることを承諾したのです。国民に誇らず、勝手に債務を取りきめたのであつて、明らかに憲法第八十五条違反です。財政法第十五条を踏みにじつたのです。これは明瞭です。私はここで、はつきりと言いたい。たとえどんな事情がありましようとも、もともと明らかに憲法に違反しておることを、国会の名において承認することは絶対にできません。これは国会たるものの権利であり、義務であります。

第二に、このガリオア・エロアについての処理は、極東委員会の決定、対日基本原則に対する重大なる違反であります。すなわち、一九四七年六月十九日の極東委員会の基本原則には、こう書いてある。占領者がその必要上輸入した非軍事的物資の代金は——これはガリオア・エロアです。日本の輸出によって得た金で国民の最低生活を保障して、その上残りがあつたならば、その支払いに充ててもよろしい、これが極東委員会の決定です。まして、今回の協定のように、援助物資の売却代金で支払つてもよいというようなことをどこで決定しておりますか。絶対に決定してありません。しかるに、政府は、また自民党は、これは救済の物資であり、援助の物資であるから支払うのがあたりまえだと、池田さんなどはいただけになつてお答えになつておる。はたしてこれが援助物資でしょうか。われわれはそうではないと考えます。この物資は、明らかにアメリカの対日支配政策に基づく占領措置であります。当時どういふことがありましたか。日本の国民は、敗戦の結果、生活の困難に襲われました。一方では膨大な露骨物資がありました。それゆゑに国情懸然、人民の不平と不満は至るところで爆発しました。これに対して政府と保守勢力は何をしましたか。何もしなかった。ただ動揺するばかりだった。このような事態に直面したGHQは、彼らの占領政策の上から、この人民の國争を抑えることを第一に考えた。アメリカの本國に剰余物資の放出を要請したのが事実であります。このことは、ここにおられる池田総理はよく知つておるはずで、外務大臣もよく知つておるはずで、すなわち、GHQ、アメリカ占領軍の目的は、二つあった。一つは、国民の不平

不満、これの爆発と闘争の発展を抑えること、もう一つは、それは日本をアジアにおける反共の防壁として育成する、これである。それは、その後の事実をごらん下さい。今日までの事実を見てごらん下さい。明らかにこれは証明されている。証拠がある。アメリカの本国におけるガリオア予算についての説明をべん見てごらん下さい。どう言うておられますか。一九五一年、下院の歳出委員会における聴聞会でウォルヒーズ陸軍次官補がどう言うておられますか。われわれはこの予算を持つことによって非共産主義の日本を作り上げるのだと証言している。これが証言なんだ。笑いとてはいいのです。また当時の……(発言する者あり)そう言われたら痛いでしょが、当時の予算局長であったドッジ氏は、こう言うてゐる。われわれの極東政策は、援助の拡大によって日本を利用することを必要とする、こう言った。これが証言です。まだございます。アメリカの國務省の説明、アイケルバーガー中將の発言、そのほかたくさん証言がある。その証言の中で、敗戦によって日本の国民が窮乏に陥つておるから、これを特別に援助し、救助するのだという言葉がただの一つでもありますか、一つもないのです。ましてや、これは契約による借款ではありません。貸与でもありません。私ははっきり言います、贈与でもないのです。まさしくア

メリカの反共と冷戦のための占領政策の手段であります。占領軍の安全を守る以外の何ものでもなかったと私はここに断言してはばかりません。しかも、これによって時のGHQは何をしませんでしたか。時のマッカーサーは、日本の全貿易を握つて、ガリオア・エロアの物資の代金はもちろん、日本の輸出品の代金まで、まるで一緒くたのどんぶり勘定にして、これをあらゆる謀略資金に使うておる。今もつてその詳細がわからぬのです。何やらわからぬ。これは日本の政府にわからぬだけではない、もちろん自民党にはわからぬ。アメリカの政府にさえわからぬのだ。

〔発言する者多し〕

○議長(清瀬一郎君) 静粛に願います。

○川上重一君(統) 特に昭和二十八年の七月七日、その当時の岡野通産大臣は、昭和二十四年以前のもは全然わかりませんと答弁しておられます。昭和二十四年のこととす。今度の国会で、水田大蔵大臣はどう言いましたか。二十四年以前のもはわからぬと言つておる。これが事実なんだ。

こうしてアメリカは、ガリオア・エロアによって日本の国民には一度感謝をさせました。しかし、そのお金で何をしたか。この金で独占を太らせて、軍国主義の復活を助けて、日本をアメリカの下僕に育て上げて、百パーセントの利益と目的を果たしておる。それを

を今になって、債務と心得て支払うという、そんな道理がどこから出ますか。さらに、支払うばかりじゃありません。この支払った金をどこへ使つたのです。あの二つの覚書をこらんなさい。その金は、安保条約のもとで、アメリカが極東における干渉と新しい植民地政策、これに使うのじゃないか。また、日本人をアメリカのために再教育する費用に使うのじゃないですか。これこそ、まさに明らかに人民を愚弄する売国協定であると断言して差しつかえない。

それゆゑ、日本共産党は、第一に、憲法の名において反対であります。第二に、日本人民の誇りと名誉の名において反対であります。第三に、国会の權威の名において反対であります。第四に、アジアの平和と日本の独立のために絶対反対であるということとをここに宣言して、反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 次に、日程第二につき、討論を行ないます。稲村隆一君。

〔稲村隆一君登壇〕

○稲村隆一君 私、日本社会党を代表いたします。ただいま上程されました特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件に反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

新協定は、タイに対する九十六億円の供与を、旧協定の投資またはクレジットの形から無償供与に切りかえようとするものであります。反対の理由もなる理由は、第一に、タイの現在の対外政策、国際行動から見て間接的な軍事援助になり、アメリカの誤れる反共一辺倒政策を強化し、おそれるべき戦争に発展する危険性を助ける結果となること、第二に、新協定締結に至るまでの経緯から見ても、国際法上の通念に反するきわめて不合理なる取りきめであること、この二点であります。

第一の点につきましては、次の事実を指摘することができるのであります。タイは従来より親日国であり、かつ伝統的な中立政策をとってきたことは歴史の示すところであります。さきに日本の国際連盟脱退に際し、棄権をしてわが国を事実上支持する態度をとりました。また、第二次大戦中に、一時日本と軍事的な同盟条約を結び、日本軍の駐留を許しましたが、これは日本の軍国主義の強要によつた唯一の例外でありました。中立政策は、欧米各国の帝南アジアの中心に位置し、国力も伴わない後進国としては、まことに賢明なる道であつたといわねばなりません。

しかるに、現在のタイは、中立の伝統政策をなげうち、向米一辺倒、反共一色の国となり、その首都には、反共軍事同盟、SEATOの本部さえ置いて

いるのであります。また、現政権を握る独裁者サリット元帥は、無謀、近視眼的なるアメリカの出先機関と結び、イギリス、フランスの反対を押し切つて、隣国ラオスに対する干渉に乗り出し、中立主義のブーマ政権を倒して、元帥の女婿である右派のノサパン將軍を政権の座に据える軒轅をしたのであります。その結果、中立派を、パテ・ラオなど左派との協力に迫りやうり、ラオスの大半は右派の手から脱落して、アメリカとサリット元帥は今や自縄自縛に陥り、苦悶の渦中にあるのであります。しかも、サリット元帥は、この失敗に学ぶところなく、ますますラオス国境付近に飛行場を整備するなど、兵力の増強を行なつて挑発的な行動に出、さらに中立国カンボジアに対しては、しばしば越境事件等の紛争を巻き起こし、また、泥沼の様相を呈している南ベトナムの対ベトナム戦にも、アメリカに次いで派兵のそぶりを示しているものであります。

このようなタイに対し、九十六億円の無償供与切りかえが行なわれるがごときことは、サリット政権の無思慮なる対外政策への協力、てこ入れとなることは、火を見るよりも明らかなところであります。(拍手)池田さんの行動は、一国の総理大臣としてまことに軽率千萬であり、アジアの平和のために深憂にたえざるものであります。(拍手)しかも、タイは、SEATO加盟国とし

てアメリカの反共軍事体制に組み込まれ、アメリカの懸念するアジア政策に積極的に参加しているのではありませんか。日本はタイに対し間接的な軍事援助を行なうことによって、局地戦の冒險をますます深めるものであります。

東南アジアの情勢は、ベルリン問題とともに、おそろしく第三次大戦を誘発する危険性を内包していることを考えると、友邦であればあるほど、大膽率直に忠告し、警告しなければならぬのであります。(拍手)

また、かかるタイに対する日本の政策は、東南アジアのインドネシア、ビルマなどの諸国に対しても、決して好印象を与えないものではありせん。不安定なインドシナ半島の情勢の中で、タイがさらに火の手を広げようとしていることは、強い批判を招いておることであります。九十六億円の無償供与切りかえが、他の諸国にいかなる意味を持つものとして受け取られるかは明らかであります。そしてこのことは、第二の国際慣例上の問題とからみ合つて、池田総理大臣の、いわゆる大所高所論を根拠からくつがえすおそれがあると考えられるのであります。

タイ特別円の債務性の根拠は、すでに昭和二十年十一月のタイの、同盟条約とそれに付随するすべての協定の効力終了の通告によって失われており、いわゆる三十年協定、旧協定においても、すでに国際法上の通念として大き

な疑問を残しているのであります。また、これまでの外務委員会の審議を通じて明らかにになりました通り、国家間の貸借關係を清算する支払い協定が、それぞれ憲法上の手續を経て発効した後に、その内容を根本的に変更するといふようなことは、国際慣例上、全く前例を見ないことであります。おそろしく常識破りの悪例として外交史上に長く残るであらうと、外務省の内部においてすら批判する声が現われておるのを、われわれは耳にしておるのであります。しかも、政府・自民党がそれを知らず、あえて新協定承認を強行しようとする動機は、タイ側が裏では三十年協定は無償供与のものであると誤解していたと泣き落とし、戦術に出、表では池田総理の言ひ経済断交、すなわち輸入停止、関税障壁などの脅迫戦術を用いるというかけ引きにゆきふられておるからであります。

しかし、タイ側の日本に対する不満は、多年にわたる日本からの大量の輸入超過にあるのであり、日本の通商政策に根本的転換がない限り、九十六億円を無償供与することによって解決するものではないのであります。また、現に日タイ両国間に友好通商条約が現存している以上、国交断絶一歩手前とも見られる経済断交のごときは、タイ側の立場からしても、実現の可能性は全然ありません。それにもかかわらず、池田総理大臣が流言飛語におびえ

て腰くだけとなったことは、水鳥の羽ばたきに驚いて逃亡した平家の貴公子にも比すべきであり、世界じゅうの物笑いの的ともなりかねない無定見といわざるを得ません。(拍手)

こうした失態は、東南アジア諸国に池田くみしやすしの印象を与えており、池田総理大臣の否定にもかかわらず、現にビルマから賠償再検討の要求が起つており、今後他の諸国にも影響を及ぼし、韓国の請求権問題等、将来に長く禍根を残すことになるのは疑いのないことであらうと思ふのであります。(拍手)

われわれは、アジアの一員としてタイとの友好を心から願ひ、また、これまでの親日的關係が正しい姿においてますます強固になることを望むのはもちろんであります。それゆえにこそ、われわれは、新協定の承認によりタイ側の理不尽な要求が通り、日本の外交政策がこれまで以上に大きくゆがめられてしまふことに反対せざるを得ないのであります。(拍手)もし万一、新協定承認の場合において経済的困難が生ずるとしたならば、それはあくまでも別途の交渉、対策によって解決すべきものであると考えられます。経済的報復をおそれて日本外交政策の基本をゆがめるところは、池田総理大臣の言われる大國日本としてとるべき道ではないのであります。政府はよろしく真の大所高所に立つて、戦争の防止と

真の平和と善隣友好の外交の王道を堂々として進むべきであることをわれわれは考えるのであります。まことに、池田首相今回の処置は、日本の総理大臣として、アジアと世界の平和の立場より見まして重大なる過誤を犯したものであり、断固として反対しなければなりません。(拍手)

以上、日本社会党を代表いたしました討論を終るものであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 床次徳二君。

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 私は、ただいま議題となつております特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求め、自由民主党を代表して賛成の意を表するものであります。

戦争中日本の債務でありました特別円勘定残高処理の問題につきまして、昭和三十年に締結された特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定によって解決を見たのであります。その協定第二条に規定された九十六億円の経済協力に關し、協定発効後タイ側がこれを無償供与であると主張し、その後六年にわたつてこの問題について両国間に幾多の折衝が行なわれたのであります。どうして履行することができず、本件が日タイ両国

の友好關係の重大な阻害要因になつておつたのであります。

今般、政府は、大所高所より、三十年の協定を改定して新たな協定を締結して本件を解決したのであります。このことは、日タイ両国友好關係のしこりを取り除いて、タイとの間の友好親善關係を一段と強化するのみならず、アジアにおけるわが国の聲望をさらに高める意味において、まことに意義深いものと考え次第であります。

(拍手)

しかしながら、本案件の審議にあたり種々論議がありましたので、ここにわが党の見解を明らかにしておきたいと存じます。

第一に、今回の措置は、大局的見地に立つて、日タイ両国の友好關係の將來及びアジアにおけるわが国の地位を考へるとき、きわめて有効かつ適切な措置であつたと考える次第であります。日タイ両国は古くからともにアジアの獨立國として伝統的な友好關係にあり、また、現在タイはわが國にとつて東南アジアにおける最大の輸出市場であり、一千人をこえる在留邦人がタイで経済活動を行なつておることを考へるとき、同國との友好關係を促進するためにはきつて得る限りのことをなすべきは當然のことであると考え、戦時中の日本の債務であつた特別円問題に關する協定が履行されなかつたため、タイ國民の日本に対する感情が冷却化しつ

昭和三十七年四月六日 衆議院會議録第三十三号

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 外一件

八〇二

あるとき、日本としては協定文をたてにとつてこれを放置しておくということは、決して賢明なことではないと考えるのであります。

第二に、今回三十年の協定を改定して九十六億円を無償供与すれば、他の諸国に波及するのではないかとの懸念が表明されましたが、特別円問題は、戦時中日本が負っていた債務の問題であつて、他の賠償あるいは賠償に伴うところの経済協力とは全く性格を異にする問題でありますので、これが他に波及するというおそれはないと考える次第であります。

第三に、九十六億円という金額は決して少ない金額ではありませんが、これを一時に支払うのではなく、当初の七年間に毎年十億円ずつ、最後の八年目に二十六億円を支払うという方式で支払われますので、わが国の財政に与える負担はそれほど大きなものではなく、本件の解決によつて日タイ友好関係がさらに緊密化し、わが国のタイに対する輸出が一段と増大されることを考えますならば、わが国にとつても有利でこそあれ、決して不利ではないと考える次第であります。(拍手)

第四に、今次のタイ特別円問題の解決は、アメリカの対外援助政策の肩がわりではないかとの説もあるものであります。これは全く片寄った見方であり、考える次第であります。東南アジア諸国との友好関係の促進は、わが国

の外交の基本原則の一つであつて、東南アジアのあらゆる国との友好関係の促進を念願としておることは申すまでもありません。今次の特別円問題の解決は、特別円という戦時中の日タイ関係より生じた問題が、両国の友好関係のしこりとなつておりましたのを解決いたしましたのでありまして、アメリカの外交政策とは全く関係のないものであることは、きわめて明らかなことであります。

なお、今次の協定によつて、タイ側がわが国から年々支払いを受ける金円をもつて、タイ側はわが国の生産物及び役務を買い付けることを約束しておりますが、一部甚間に伝えられたこと、タイ側がこれを武器弾薬等の調達に使用することのないことは、合意議事録に明らかに約束せられておりまして、かかる心配のないことを付言いたしたいと思つております。

以上述べました通り、今回の協定締結はきわめて適切であると認めますが、これが国民の負担によつて実施せられる以上は、政府は単に協定の適切な実施並びに運営を期せられるのみならず、これを契機といたしまして、日タイ両国友好関係の強化促進と、ますます積極的なアジア外交の推進に努力せられることを心より望む次第であります。

以上簡単にありますが、これをもちまして私の賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本島百合子君。

〔本島百合子君登壇〕

○本島百合子君 私は民主社会党を代表して、ただいま議題となりました特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

タイ特別円に関しましては、昭和三十年八月、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定が締結され、わが国は五年の分割払いによつて五十億円をタイに支払うとともに、経済協力として九十六億円を限度とし、投資及びクレジットの形により、わが国の資本財及び役務を供給することを約束したことは御承知の通りであります。しかも、このことは当時の国会の議決を経て国民も納得している事柄であります。この問題に関しましては、三十年協定から七年の歳月を経過して

おり、当時から今日までその具体化しなかつた懸案の経済協力供与九十六億円の円貨支払いの取りきめについて、政府は本年一月三十一日、にわかに新協定に調印したものであります。その当時から、国会承認を得ることの困難を予想して、最悪の場合は自然成立もやむを得ないということを申し、その

決意をもつて国会提出することになったものであります。何がゆゑにかかる決意をしなければならなかつたのでしうか。それは国民の納得のいかない内容であるからでありまして、従つて、今回外務委員会の審議にあたりまして、二回にわたる質疑打ち切りの暴挙をいたしましたことは、国民とともに許すべからざる行為といわなくてはなりません。(拍手) タイ特別円問題は終戦処理に関するものでありますから、国民に納得と理解が得られることであれば、三十年協定のときと同じようにスムーズに審議されたはずであります。政府は初めから政治的配慮であると述べているところに問題があり、国民に晴い疑惑を持たせ、外交上にも不信の感を深くしたものであります。

昨年、池田首相はバンコック訪問に際し、サリット首相と会談して、今回の新協定を急遽調印されました段取りを見ますと、タイ国に対し日本は全面的な譲歩となつており、三十年協定の解釈にあたつても、両国間に大きな開きがあることが明確となつたわけでありまして、いわゆる三十年協定にあつては、九十六億円の貸与条件また期間等が明確でなく、第二条と、そのための合同委員会の設置をきめた第四条を具体化すべきであつたのに、当時タイ国との間にこの点の取りきめを行なわな

かつたことは、外交上重大な失態と申さなければなりません。

さらに、現行二条の中には、九十六億円を限度とする経済協力の措置は、あくまでも「投資及びクレジットの形式で、日本国の資本財及び日本人の役務をタイに供給することに同意する。」とあつて、この九十六億円はあくまでも無償供与でなく、有償貸与であることは文言上きわめて明瞭であります。にもかかわらず、無償供与に切りかえようとする新協定は、全く国民の利害を無視した奇怪しどくの態度と申さなければなりません。(拍手)

第三に、日本側がタイに支払うべき資金の性格が、協定上きわめて明確でありながら、この協定の明文の解釈をめぐつて、日本側とタイ側との間に重大なそごを来すに至つたのはなぜでありましようか。すなわち、協定締結の背後には不明朗きまゝる暗黙の取引が当時存在したのではないかと疑惑があります。こうした点につきまして、本来、戦争中の同盟国間の債権債務関係は、敗戦の場合放棄するのが通例であります。たとえば第二次大戦後のイタリア、ブルガリア、ルーマニアに対する平和条約では、これらの国は同盟国であるドイツに対する請求権を一方的に放棄し、日本の平和条約では、相互放棄を条件としてドイツに対する請求権を放棄しているものであります。ところが、タイは当時わが国と同

盟条約を結んでいたことは御承知の通りであります。しかも、この同盟条約並びにこれに付随する協定を、タイ国が一方的に廃棄する通告を行なってきたのは、昭和二十年の九月十一日であつたのであります。このような事実からして、当時タイの特別円債権は無効になつたという見解すらあつたのであります。しかしながら、わが国はタイ国との親善関係の樹立という見地から、三十年現行タイ特別円協定を結んで、タイ国の要請にこたえて五十四億円の無償供与と九十六億円の経済協力のための有償供与を約束したというのがこれまでの偽らざるいきさつであります。従つて、国民としてはこれ以上の犠牲を払ふ必要はごうも認められないのであります。

第四に、日タイ特別円協定に対する国民の疑惑の一つは、このような戦後処理協定にあつた、当然処理すべきであつた日緬鉄道等のタイに対する債権を同時に相殺しなかつたということであり、いかに敗戦国とはいへ、タイは同盟国であつたのでありますから、債務債権を明確にして、日本の立場も相手国の立場も平等に取りきめられたはずであります。

以上述べましたような理由に基づいて、新協定より三十年協定の方がはるかに日タイ親善の基盤を持つてゐることは明らかであり、産業、経済の発展に寄与するもの大なるものがあります。

す。しかるに、あえて新協定に調印せざるを得なかつた理由を私どもは発見することができないのであります。敗戦のみじめさから立ち上がつていくことのむずかしさは、日本人みずからが体得しております。戦後十七年を迎えるわが国におきましても、戦争のなまなましい傷あとはいまだいておりません。御承知のように、戦争による賠償金はすでに四千億円にも上り、もしここに政府が提案しておりますところの日タイ特別円協定並びにガリシア・エロア協定が取りきめられるとすれば、この種の負担は六千億円にも達します。このことは、国民生活の圧迫となり、社会保障の充実、完全雇用の実施、低額所得層の生活水準の引き上げ等に支障を来たし、いまだ一千万人等の生活困窮者をかかえておる原因ともなつておることを忘れてはなりません。

最後に、政府は国家間の協定として国会の議決を経たものを、一回の首相間の会議によつて、五億円に近い有償貸与を無償供与に切りかえる暴挙をあえてなし得るとするならば、国民の血税を私物化し、国際間の信用を失墜したといわなくてはなりません。(拍手)

今や日本の経済は、国際収支の赤字とともに、経済成長の見通しの誤りによる不況、所得倍増ならざる物価倍増で、勤労者、農民、一般国民の政治に

対する不信は日とともに高まりつつあります。

私も民社党は、秘密外交を排し、国民とともに国民のための政治を行なうことを強く要望し、国民の納得のいかぬタイ特別円協定の改定に反対の意見を表明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもつて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票をおのおの持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

投票総数 四百

可とする者(白票) 二百五十

〔拍手〕

否とする者(青票) 百五十

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

本件を委員長報告の通り承認するま可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 豊君
相川 勝六君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
秋山 利恭君 足立 篤郎君
天野 公義君 綾部健太郎君
荒松清十郎君 有田 喜一君
有馬 英治君 井原 岸高君
井村 重雄君 伊藤 五郎君
伊藤 輝一君 伊藤宗一郎君
伊藤 帆君 飯塚 定輔君
生田 宏一君 池田 清志君
池田 勇人君 池田正之輔君
石田 博英君 一萬田尙登君
稲葉 修君 今松 治郎君
宇都宮徳馬君 宇野 宗佑君
上村千一郎君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内田 常雄君

内海 安吉君 浦野 幸男君
江崎 真澄君 遠藤 三郎君
小笠 公昭君 小川 平二君
小沢 辰男君 小澤佐重喜君
小澤 太郎君 尾関 義一君
大石 武一君 大上 司君
大久保武雄君 大倉 三郎君
大沢 雄一君 大高 康君
大竹 作摩君 大野 市郎君
大野 伴陸君 大橋 武夫君
大平 正芳君 大村 清一君
大森 玉木君 岡崎 英城君
岡田 修一君 岡本 茂君
加藤 高蔵君 加藤常太郎君
加藤録五郎君 金子 一平君
金子 岩三君 金丸 信君
上林山榮吉君 神田 博君
亀岡 高夫君 鴨田 宗一君
唐澤 俊樹君 飯谷 忠男君
川島正次郎君 川野 芳満君
川村善八郎君 菅 太郎君
簡牛 九夫君 木村 公平君
木村 守江君 岸 信介君
岸本 義廣君 北澤 直吉君
久野 忠治君 久保田円次君
久保田藤磨君 草野 一郎平君
倉石 忠雄君 倉成 正君
蔵内 修治君 黒金 泰美君
小枝 一雄君 小金 義昭君
小坂善太郎君 小平 久雄君
小山 長規君 河野 一郎君
河本 敏夫君 額 彌三君
佐々木秀世君 佐々木義武君

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十三号 日本国に對する戦後の經濟援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 外一件

八〇四

佐藤虎次郎君	佐藤洋之助君	澤尾 弘吉君	南條 徳男君	森山 欽司君	八木 徹雄君	五島 虎雄君	河野 密君	八百板 正君	八木 一男君
佐伯 宗義君	齋藤 邦吉君	二階堂 進君	丹羽喬四郎君	保岡 武久君	柳谷清三郎君	佐々木更三君	佐藤觀次郎君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
齋藤 憲三君	坂田 英一君	丹羽 兵助君	西村 英一君	山口 好一君	山崎 巖君	佐野 憲治君	坂本 泰良君	安平 鹿一君	山内 広君
坂田 道太君	櫻内 義雄君	西村 直己君	野田 卯一君	山田 彌一君	山中 貞則君	阪上安太郎君	實川 清之君	山口シヅエ君	山口丈太郎君
笹本 一雄君	薩摩 雄次君	野田 武夫君	野原 正勝君	山村新治郎君	山本 猛夫君	島上善五郎君	島本 虎三君	山口 鶴男君	山崎 始男君
志賀健次郎君	始岡 伊平君	羽田武嗣郎君	馬場 元治君	吉田 重延君	米田 吉盛君	下平 正一君	東海林 稔君	山田 長司君	山中 吾郎君
椎熊 三郎君	椎名悦三郎君	橋本登美三郎君	長谷川四郎君	米山 恒治君	早稲田柳右衛門君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君	山中日露史君	山花 秀雄君
重政 誠之君	渡谷 直藏君	長谷川 峻君	服部 安司君	渡邊 良夫君	古賀 了君	田口 誠治君	田中綱之進君	山本 幸一君	湯山 勇君
島村 一郎君	首藤 新八君	濱田 幸雄君	濱田 正信君	渡邊 良夫君	古賀 了君	田中 武夫君	田邊 誠君	横路 節雄君	横山 利秋君
正示啓次郎君	白濱 仁吉君	濱野 清吾君	早川 崇君	安宅 常彦君	阿部 五郎君	田原 春次君	多賀谷眞慈君	吉村 吉雄君	井堀 繁男君
周東 英雄君	壽原 正一君	林 博君	原 健三郎君	赤松 勇君	淺沼 享子君	高田 富之君	高津 正道君	伊藤卯四郎君	井堀 繁男君
鈴木 正吾君	鈴木 仙八君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君	足鹿 覺君	飛鳥田一雄君	滝井 義高君	榑 兼次郎君	受田 新吉君	内海 清君
鈴木 善幸君	瀬戸山三男君	福田 勉夫君	福田 篤泰君	有馬 輝武君	淡谷 悠藏君	辻原 弘市君	戸叶 里子君	春日 一幸君	片山 哲君
關谷 勝利君	國田 直君	福田 一君	福永 一臣君	井伊 誠一君	井岡 大治君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君	佐々木良作君	鈴木 義男君
田川 誠一君	田口長治郎君	福永 健司君	藤井 勝志君	井手 以誠君	猪俣 浩三君	中島 巖君	中嶋 英夫君	田中幾三郎君	西尾 末廣君
田澤 吉郎君	田中伊三次君	藤枝 泉介君	藤田 義光君	石川 次夫君	石田 有全君	中村 重光君	中村 高一君	西村 榮一君	門司 亮君
田中 榮一君	田中 角榮君	藤原 節夫君	藤本 捨助君	石橋 政嗣君	石村 英雄君	中村 英男君	永井勝次郎君	本島百合子君	川上 貫一君
田中 龍夫君	田中 正巳君	藤山愛一郎君	船田 中君	石山 權作君	板川 正吾君	横崎弥之助君	成田 知巳君	志賀 義雄君	谷口善太郎君
田邊 國男君	田村 元君	古井 喜實君	古川 丈吉君	稻村 隆一君	小川 豊明君	二宮 武夫君	西宮 弘君		
高田 富與君	高橋清一郎君	保科善四郎君	保利 茂君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君	西村 力弥君	野口 忠夫君		
高橋 等君	高見 三郎君	坊 秀男君	細田 義安君	大原 亨君	太田 一夫君	野原 覺君	芳賀 貢君		
竹下 登君	竹山祐太郎君	細田 吉藏君	堀内 一雄君	岡 良一君	岡田 利春君	長谷川 保君	畑 和君		
館林三喜男君	千葉 三郎君	本名 武君	前尾繁三郎君	岡田 春夫君	加藤 勤十君	原 茂君	肥田 次郎君		
中馬 辰猪君	津雲 國利君	前田 正男君	前田 義雄君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君	日野 吉夫君	廣瀬 秀吉君		
津島 文治君	塚原 俊郎君	牧野 寛索君	益谷 秀次君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	平岡忠次郎君	帆足 計君		
辻 寛一君	堤 康次郎君	松浦周太郎君	松浦 東介君	川俣 清吾君	川村 継義君	藤原豊次郎君	堀 昌雄君		
寺島隆太郎君	渡海元三郎君	松澤 雄藏君	松田 鐵藏君	河上丈太郎君	河野 正君	細迫 兼光君	松井 政吉君		
徳安 實藏君	床次 徳二君	松永 東君	松野 頼三君	木原津與志君	北山 愛郎君	前田榮之助君	松平 忠久君		
富田 健治君	内藤 隆君	松山千恵子君	三池 信君	久保 三郎君	久保田鶴松君	松井 誠君	松本 七郎君		
中垣 國男君	中島 茂喜君	三浦 一雄君	三木 武夫君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君	松原喜之次君	三宅 正一君		
中曾根康弘君	中野 四郎君	南 好雄君	宮澤 胤勇君	黒田 壽男君	小林 信一君	三木 喜夫君	村山 喜一君		
中村 幸八君	中村庸一郎君	村上 勇君	毛利 松平君	小林 進君	小林 ちづ君	武藤 山治君	森本 靖君		
中山 榮一君	永田 亮一君	森下 國雄君	森田重次郎君	小松 幹君	兒玉 末男君	森島 守人君			

○議長(清瀬一郎君) 次に、日程第二につき採決いたします。
本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、特別問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

日程第三 質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月十四日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律

(質屋営業法の一部改正)

第一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「以下同じ」を「第二十二条を除き、以下同じ」に改める。

第八条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十七条第二項中「三月未満」の下に「(質屋主が物品を取り扱う営業業者であり、かつ、その質屋主が取り扱う物品がその取り扱っている物品である場合においては、一月未満)を加える。

第十八条第二項を次のように改める。

2 質屋は、命令で定める方法により相手方が質物の受取りについで正当な権限を有する者(以下この条において「受取権者」という。)であることを確認した場合でなければ、質物を返還してはならない。

第十八条に次の一項を加える。

3 質屋が前項の命令で定める方法により相手方が受取権者であることを確認して質物を返還したときは、正当な返還をしたものとみなす。ただし、受取権者であると確認したことについて過失がある場合は、この限りでない。

第二十五条第一項第五号を削る。

第三十三条第一号中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改め、「第十八条第二項」を削る。

(古物営業法の一部改正)

第二条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

第十一条第一項第一号中「許可証」を「前条第一項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

第十九条第二項中「前条」を「前二条」に改める。

第二十四条第一項第五号を削り、同条第三項中「第八条第一項、第二項若しくは第九条の許可」を「第八条第一項若しくは第二項の許可」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の質屋営業法第二十五条第一項若しくは第二項又はこの法律による改正前の古物営業法第二十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により都道府県公安委員会がした質屋営業又は古物商若しくは市場主の営業若しくはせり売の停止処分は、この法律の施行後も、当該停止期間の満了する日までの間は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公益質屋法の一部改正)

4 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十八条第二項」の下に「及第三項」を加える。

第十九条第一号中「第十八条第二項」を削る。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事高田富與君。

與君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高田富與君登壇〕

○高田富與君 ただいま議題となりました質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、質屋営業法の改正の要旨は、第一に、質屋が質物として同種のものを取り扱う営業業者から善意で質にとつた物品が、盗品または遺失物であった場合における被害者等の無償回復請求

権の対象から有価証券を除外したと

と、第二に、質屋営業の許可証の更新制度を廃止したこと、第三に、質屋主が物品を取り扱う営業業者であり、かつ、その質屋主が取り扱う物品がその取り扱っている物品である場合、質屋は、その物品の流質期限を一月まで短縮することができることとしたこと、第四に、質屋は命令で定める方法により、相手方が受取権者であることを確認した場合でなければ、質物を返還してはならないこととし、それを確認して質物を返還したときは、原則として正当な返還とみなすこととしたことなどでありました。

次に、古物営業法の一部改正の要旨は、古物商及び市場主等の許可証の更新制度を質屋の場合と同様廃止したことでありました。

〔議長退席、副議長着席〕

本案については、三月十五日安井国務大臣より提案理由の説明を聞き、自來審査を続けて参つたのであります。が、その詳細は会議録に譲ります。

三月二十九日、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定したのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十一年四月六日 衆議院會議録第三十三号 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決でありま
す。本案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」
○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り可決
いたしました。

日程第四 国有財産法第十三条第
二項の規定に基づき、国会の議
決を求めるの件

○副議長(原健三郎君) 日程第四、国
有財産法第十三条第二項の規定に基づ

き、国会の議決を求めるの件を議題と
いたします。

国有財産法第十三条第二項の規定
に基づき、国会の議決を求めるの
件

右
国会に提出する。

昭和三十一年三月十九日
内閣総理大臣 池田 勇人

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三
号)第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

一 葉山御用邸附属邸暖房設備の新設

(一) 所在地 神奈川県三浦郡葉山町一色

(二) 口座名 葉山御用邸

(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備考
工作物	暖房装置	一個	七、三三、〇〇〇円	新設	機械工事費 電気工事費 建築工事費 六、一八、〇〇〇円 二七、〇〇〇円 一、〇八、〇〇〇円

二 皇居内生物学御研究所標本室の新築

(一) 所在地 東京都千代田区一番(皇居吹上地区)

(二) 口座名 皇居

(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備考
建物	倉庫建	延坪四〇坪			
	延坪八〇坪				
雑屋建	延坪一坪		七、〇六、七〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造二階建 屋根アスファルト防水

理由

がある。これが、この議決案を提出
する理由である。

葉山御用邸附属邸の暖房設備の新
設、皇居内生物学御研究所の標本室
の新築及び皇居附属庭園施設整備計
画による建物の新築を行ない、これ
らを皇室用財産として取得する必要

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告
を求めます。大蔵委員長小川平二君。

「報告書は本号末尾に掲載」

「小川平二君登壇」

○小川平二君 ただいま議題となりま
した国有財産法第十三条第二項の規定
に基づき、国会の議決を求めるの件に

三 皇居附属庭園施設整備計画による建物の新築

(一) 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

(二) 口座名 皇居東部

(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

工作物	照明装置 消火装置 雑工作物	数量	予定価格	事由	備考
計	三個		五四、〇〇〇円	新設	
			七、〇七、〇〇〇円		

区分	種目	数量	予定価格	事由	備考
建物	事務所建	延坪四五坪	六、四〇、〇〇〇円	新築	既務班事務所 鉄筋コンクリート造二階建
	倉庫建	延坪九〇坪	六、一〇〇、〇〇〇円		馬糧倉庫 鉄骨造
雑屋建	延坪一〇坪		六、一〇〇、〇〇〇円		馬車庫及び厩舎 鉄筋コンクリート造及び鉄骨 造
小計	延坪四七七坪		四、二一〇、〇〇〇円		
	延坪四七七坪		五、二二〇、〇〇〇円		
工作物	雑工作物	二個	八、五〇〇、〇〇〇円	新設	ガス及び排水設備
計			六、七〇〇、〇〇〇円		

つき、大蔵委員会における審議の経過
並びに結果を御報告申し上げます。

本件の内容は、まず第一に、葉山御
用邸の暖房設備新設、第二に、皇居内
生物学御研究所の標本室建築、第三
に、皇居付属庭園施設整備計画に基づ

き、既務班事務所、馬車庫等の新築等
であり、これに要する費用総額七千九
百七十八万八千円が昭和三十一年度一
般会計予算案に計上いたしてあります
が、これを皇室用財産として取得しよ
うとするものであります。

本件は、審議の結果、昨日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件の委員長の報告は可決であります。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第七 行政管理局設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第五、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、日程第六、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、日程第七、行政管理局設置法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年一月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「四局」を「五局」に、「総合開発局」を「総合開発局」に改める。

第七条第十号を削る。

第九条第十三号及び第十四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(水資源局の事務)

第九条の二 水資源局においては、左の事務をつかさどる。

一 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

二 水資源開発公団に関すること。

三 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第百八十一号)の施行に関すること。

第十二条第一項中「五人以内」を「三人以内」に改める。

第十五条中「五百三十二人」を「五百六十四人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

水資源の総合的な開発及び利用の合理化を強力に推進するため、経済企画庁に水資源局を置くこととし、あわせて経済企画庁の職員定員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年二月五日

内閣総理大臣 池田 勇人

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講

ずる対策の総合調整を行なうこと。

第五条中「四局」を「五局」に、「計画局」を「研究調整局」に改める。

第七条第一号中「次条」を「次号、次条及び第八号」に改め、「関すること」の下に「(研究調整局の所掌に属することを除く。)」を加え、同条中

第五号から第七号までを削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 科学技術一般に関し、関係行政機関の事務の総合調整に属すること。(振興局の所掌に属することを除く。)

第七条の次に次の一条を加える。

(研究調整局の事務)

第七条の二 研究調整局においては、次の事務をつかさどる。

一 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。(計画局及び振興局の所掌に属することを除く。)

二 前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託

費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること。

四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に属すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

第八条第一号中「(宇宙科学技術を除く。)」を削り、「関する事務」の下に「(国際交流に係るものに限る。)」を加え、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「理化学研究所」の下に「日本科学技術情報センター」を加え、同

号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第九条第十三号中「前各号」を「第一号から第十二号まで」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。

第十二条第一項中「五人」を「三人」に改める。

第二十一条中「千三百四十人」を「千五百七十一人」に改める。

案、日程第九、国民年金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十七年一月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「千二百円」を「千四百円」に、「二百円」を「四百円」に改める。

第九条第一項及び第十三条第二項第一号中「十三万円」を「十五万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の第五条の規定は、昭和三十七年五月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年四月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の第九条第一項及び第十三条第二項の規定

は、昭和三十六年以降の年の所得による支給の制限について適用し、昭和三十五年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

理 由

児童扶養手当について、その額を増額するとともに、所得による支給の制限を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年一月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中(第二十九条の二)第二十九條の七を(第二十九條の二)第二十九條の六に、「第五節 福祉年金」を「第五節 障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金」に、「(第七十四條 第七十九條)」を

「(第七十四條 第七十九條の五)」に改める。

第五条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において、「保険料納付済期間」とは、納付された保険料(第九十六條の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。

4 この法律において、「保険料免除期間」とは、第八十九條又は第九十條の規定により納付することによらないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち、第九十四條第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

第十条第一項中「第二十九條の三第三号」を「第二十九條の三第二号」に改め、同項第三号中「保険料納付済期間の下に」及び「保険料免除期間」を加える。

第二十四條及び第二十五條中「第五十三條第一項」を「第七十九條の二第一項」に改める。

(支給要件)

第二十六條 老齢年金は、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が二十五年以上である者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

(年金額)
第二十七條 老齢年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 保険料納付済期間が二十年をこえないときは、九百円に保険料納付済期間の年数を乗じて得た額、保険料納付済期間が二十年をこえるときは、一万八千円と千二百円にそのこえる期間の年数を乗じて得た額とを合算した額

二 三百五十円に保険料免除期間の年数を乗じて得た額

2 前項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
一 保険料納付済期間に一年未満の端数があるときは、その端数の期間は、保険料免除期間とみなす。保険料納付済期間が一年未満である場合におけるその保

險料納付済期間についても、同様とする。

二 保険料免除期間が一年未満であるときは、その期間は、前項第二号の額の計算の基礎とせず、また、これに一年未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 前二項の規定により計算して得た額が一万二千円未満である場合においては、支給権者が七十歳に達した後には支給する老齢年金の額は、第一項の規定にかかわらず、一万二千円とする。

第二十八條を削り、第二十八條の二第一項中「第二十六條各号のいずれか」を「第二十六條に規定する要件」に改め、「又は前条第一項に規定する老齢年金の支給要件に該当する者」を削り、同条第二項中「及び前条第一項を削り、同条第三項中「第二十七條及び前条第二項」を「前条」に、「第一項の請求があつた日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七條又は前条第二項の表の下欄に定める額」を「同条に定める額」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十八條の三第一項中「第二十六條各号のいずれか」を「第二十六條に規定する要件」に改め、同条を第二十八條の二とする。

第二十九條第二項を削る。

第二十九条の三中「保険料納付済期間の下に、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間を加え、第二十六各号のいずれかを第二十六各号に規定する要件に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第二十九条の四中「保険料納付済期間に於いて、それぞれの表の下欄に定める額を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条第一項及び第二項の例によつて計算した額」に改め、同条の表を削る。

第二十九条の五中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改める。

第二十九条の七を削る。

第三十条第一項中「初診日において第二十八条の二」を「当該傷病について、はじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において第二十八条に改め、同項第一号中「当該傷病についてははじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）を「初診日」に改め、同号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同項第二号中「第二十六各号のいずれかを第二十六各号に規定する要件」に改め、同条第二項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改める。

第三十三条第一項中「保険料納付済期間に於いて、それぞれの表の

下欄に定める額を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七各号第一項及び第二項の例によつて計算した額」に改め、同項に次のただし書を加え、同項の表を削る。
ただし、その額が二万四千円未満であるときは、二万四千円とする。

第三十七条第一項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改め、同項第一号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同項第二号中「第二十六各号のいずれかを第二十六各号に規定する要件」に改める。

第三十八条中「保険料納付済期間に於いて、それぞれの表の下欄に定める額を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき第二十七各号第一項及び第二項の例によつて計算した額の二分の一に相当する額と、四千八百円とを合算した額」に改め、同条に次のただし書を加え、同条の表を削る。

ただし、その額が一万九千二百円未満であるときは、一万九千二百円とする。

第四十一条の二第一項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改め、同項第一号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同項第二号中「第二十六各号のいずれかを第二十六各号に規定する要件」に改める。

「第二十六各号に規定する要件」に改める。

第四十一条の四第一項中「その受給権者のうち保険料納付済期間が最も長い者の保険料納付済期間に基づきこれらの規定によつて計算した額」を「各受給権者についてそれぞれこれらの規定によつて計算した額のうち最も高い額」に改める。

第四十二条第一号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同条第二号中「第二十六各号のいずれかを第二十六各号に規定する要件」に改める。

第四十三条中「保険料納付済期間に於いて、それぞれの表の下欄に定める額を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七各号第一項及び第二項の例によつて計算した額の二分の一に相当する額」に改め、同条に次のただし書を加え、同条の表を削る。

ただし、その額が一万二千元未満であるときは、一万二千元とする。

第四十七条第二項中「第六十六各号」を「第六十六各号第三項」に、第六十五各号第三項を「第六十五各号第三項から第五項まで」に改める。

第四十九各号第一項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に、第二十六各号のいずれかを「第二十六各号に規定する要件」に改める。

又は第二項の表の下欄に定める額を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七各号第一項及び第二項の例によつて、計算した額」に改める。

「第五節 福祉年金」を「第五節 障害福祉年金、母子福祉年金及び母子福祉年金」に改める。

第五十三各号から第五十五各号までを次のように改める。

第五十六各号第一項中「又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者」を「又は負傷し、その初診日において被保険者であつた者であつて、初診日の前日において次の各号のいずれにも該当しなかつたもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一 初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。
二 初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの引き続く被保険者であつた期間が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。
第五十六各号第二項中「前項各号の要件に該当し」を「新たに発した傷病

に係る初診日において被保険者であり、その初診日の前日において前項各号のいずれにも該当せず」に改める。

第五十七各号第一項中「同項各号の要件」を「同項に規定する障害福祉年金の支給要件」に改め、同条第三項中「又は前条第二項」を削る。

第六十一条第一項中「次の各号の要件に該当し」を「死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず」に、「生計を維持した妻」を「生計を維持した被保険者たる妻」に改め、同項各号を次のように改める。

一 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。
二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの引き続く被保険者であつた期間が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

第六十三各号第一項中「二千四百円」を「四千八百円」に改める。
第六十四各号の三第一項中「次の各号のいずれかに該当し」を「次の各号のいずれにも該当せず」に、「女子」を「被保険者たる女子」に改め、同項各号を次のように改める。

一 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの引き続く被保険者であつた期間が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

第六十五条の見出し中「福祉年金」を「障害福祉年金等」に改め、同条第一項中「老齢福祉年金、及び」(以下「福祉年金」という。)を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「福祉年金」を「第一項に規定する福祉年金」に、「十三万円」を「十五万円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「福祉年金の額が」を「第一項に規定する福祉年金の額が、二万四千円以上であり、かつ」に、「第一項第一号」を「同項第一号」に改め、「(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 第一項第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、廃疾又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第三項中「二万四千円未満」とあるのは「七万円未満」と、「二万四千円」とあるのは「七万円」と、前項中「二万四千円以上」とあるのは「七万円以上」とする。

六 第六十五条第二項の次に次の一項を加える。

三 第一項に規定する福祉年金の額及び同項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。)が、いずれも二万四千円未満であるときは、同項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が二万四千円をこえるときは、当該福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

第六十六條第一項から第三項までを削り、同条第四項中「老齢福祉年金及び」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項中「老齢福祉年金及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。

第六十七條第一項中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金」に改め、同項第一号中「十三万円」を「十五万円」に改め、同項第二号中「老齢福祉年金及び」を削り、同項第三号中「前条第五項」を「前条第二項」に改め、「老齢福祉年金及び」を削り、同条第三項中「第六十五條第四項」を「第六十五條第六項」に改める。

第六十八條中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金」に改める。

第六十五條第四項を「第六十五條第六項」に改める。

第六十八條中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金」に改める。

第七十五條第五項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九條の五において準用する第二十八條第一項の請求に係る希望の時に到来したとき。

第七十六條中「第二十六條各号」を「第二十六條」に改め、「第二十八條の三第一項」を削る。

第七十七條第一項の表以外の部分を次のように改め、同項の表中保険料納付済期間二十年以上二十一年未満の項から保険料納付済期間二十四年以上二十五年未満の項までを削る。

前条の規定により老齢年金の受給資格期間が認め替えられるため第二十六條に規定する要件に該当した者で、保険料納付済期間が十年以上二十年未満であるものに支給する老齢年金の額は、その額が、その者の保険料納付済期間に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額に満たないときは、第二十七條の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

した者で、保険料納付済期間が十年以上二十年未満であるものに支給する老齢年金の額は、その額が、その者の保険料納付済期間に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額に満たないときは、第二十七條の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

ただし、その者の保険料納付済期間及び保険料免除期間につき第二十七條の規定によつて計算した額が、同表の下欄に定める額をこえるときは、同条の規定によつて計算した額とする。

第七十七條第三項を次のように改める。

三 前条の規定により老齢年金の受給資格期間が認め替えられるため第二十六條に規定する要件に該当した者で、保険料納付済期間が一年以上十年未満であるものに支給する老齢年金の額は、その額が、その者の保険料納付済期間に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額に満たないときは、第二十七條の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

第七十七條第四項中「第二十八條の二第三項及び第二十八條の三第四項中「第二十七條」とあるのは、第二十八條第三項中「前条」とあり、第二十八條の二第四項中「第二十七條」とあるのは」に改める。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
一年以上七年未満	七、〇〇〇円
一年以上一〇年未満	九、〇〇〇円

第七十七條の二第二項中「次の各号のいずれかに該当する」を「昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上である」に改め、「又は第二号」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間」を削り、同条第三項及び第四項中「保険料納付済期間の下に」及び「保険料免除期間」を加える。

第七十八條を次のように改める。

(老齢年金の特例支給)

第七十八條 次の表の上欄に掲げる者であつて、保険料納付済期間が一年以上であり、かつ、保険料納付済期間又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に定める期間をこえるものが、六十五歳に達したときは、第二十六條に定める老齢年金

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十三号 児童扶養手当法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十一年四月六日 衆議院會議録第三十三号 児童扶養手当法の一部を改正する法律案外一案

の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

明治四十五年四月一日以前に生まれた者	(四十九歳をこえる者)	四年
明治四十五年四月二日から大正二年四月一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	五年
大正二年四月二日から大正三年四月一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	六年
大正三年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者)	七年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上一〇年未満	九、〇〇〇円

3 第一項の規定によつて支給される老齢年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が七十歳に達したときは、消滅する。

4 通算老齢年金の受給権者には、第一項の規定による老齢年金を支給せず、同項の規定による老齢年金の受給権者又は受給権者であつ

なして、その者に老齢年金を支給する。

たことがある者には、通算老齢年金を支給しない。

5 同時に通算老齢年金と第一項の規定によつて支給される老齢年金との受給権を取得した者には、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

6 第二十八条及び第二十八条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

第四章第一節中第七十九条の次の四条を加える。

(老齢福祉年金)

第七十九条の二 次の表の上欄に掲げる者であつて、保険料免除期間、保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間又は保険料納付済期間が同表の下欄に掲げ

る期間をこえるものが、七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢

明治四十五年四月一日以前に生まれた者	(四十九歳をこえる者)	四年
明治四十五年四月二日から大正二年四月一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	五年
大正二年四月二日から大正三年四月一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	六年
大正三年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者)	七年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、老齢福祉年金と称する。

3 老齢福祉年金の額は、一万二千円とする。

4 老齢福祉年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。

5 夫及び妻がともに老齢福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く)を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢

年金を支給する。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く)を、他方が障害福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く)を受けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

6 第六十五条、第六十六条第一項及び第二項、第六十七条並びに第六十八条の規定は、老齢福祉年金について準用する。

(障害福祉年金の支給要件についての特例)

第七十九条の三 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者でなかつた者であつて、初診日において七十歳未満であり、かつ、初診日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したものが、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、同日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る初診日において七十歳未満であり、かつ、その初診日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したものの(その初診日において被保険者でなかつた者に限る)が、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、前項と同様とする。この場合においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

(母子福祉年金の支給要件についての特例)

第七十九条の四 夫が死亡した場合において、被保険者でなかつた妻であつて、その死亡日において七十歳未満であり、死亡日の前日において第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持したものが、

夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(準母子福祉年金の支給要件についての特例)

第七十九条の五 夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、被保険者でなかつた女子であつて、その死亡日において七十歳未満であり、死亡日の前日において第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持したものが、死亡者の死亡の当時第六十四条の三第二項に規定する準母子福祉年金に改める。

状態にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。

第八十条中「第五十三条第一項本文」を「第七十九条の二第一項本文」に改める。

第八十一条に次の一項を加える。

4 第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、前三項の規定による障害福祉年金の受給権者が、第三十条第二項の規定により当該障害と新たに発した傷病に係る障害とを併合した障害の程度による障害年金の受給権を取得した場合に準用する。

第八十三条中「福祉年金」を「老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金」に改め、同条第二項中「同条第二項又は第三項」を「同条第二項から第五項まで」に改める。

第八十五条第一項中「納付された保険料」の下に「(第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料を除く。)」を、「総額」の下に「と、当該年度の前年度に属する月の保険料で第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされたものの総額」とを合算した額を加え、同条第二項中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金」に改める。

第九十条第三号及び第四号中「十三万円」を「十五万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の第五十条第一項の規定による老齢福祉年金は、この法律による改正後の第七十九条の二第一項の規定による老齢福祉年金とみなす。

3 昭和三十一年五月一日前に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第六十三条第一項

(第六十四条の四において準用する場合を含む。)の規定によつて計算した額に改定する。

(福祉年金の支給停止に関する経過措置)

4 この法律による改正後の第六十五条第六項及び第六十七条第二項(第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十六年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十一年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

5 この法律による改正後の第四十七条、第六十五条第三項から第五項まで(第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)及び第八十三条第二項の規定は、昭和三十一年十月以降の月分の遺児年金並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分の遺児年金及びこれらの福祉年金についてのこれらの条項に規定する事由による支給の停止及び裁定の請求については、なお従前の例による。

6 昭和三十一年九月以前の月分の老齢福祉年金及び障害福祉年金についてのその受給権者の配偶者が公的年金給付を受けることができなくなることによる支給の停止については、第六十六条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通算年金通則法の一部改正)

7 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは各公的年金制度に係る通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算し」を削る。

第四条第一項第一号中「保険料納付済期間」の下に「又は保険料免除期間」を加える。

第五条第一号中「第二十八条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第六条第二項及び第三項中「二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する」を「二以上の通算対象期間を合算する」に改め、同項中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間と」を削る。

第七条第一項及び第九条中「又は国民年金の保険料免除期間」及び「又は保険料免除期間」を削る。

昭和三十七年四月六日 衆議院會議録第三十三号 児童扶養手当法の一部を改正する法律案外一案

(厚生年金保険法の一部改正)
8 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の三第一号イ中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(船員保険法の一部改正)

9 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九條ノ二第一号イ中「又は通算対象期間ト国民年金ノ保険料免除期間トヲ合算シタル期間」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

10 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九條の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

11 市町村職員共済組合法(昭和十九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二條の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の

保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

12 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一條の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

13 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

14 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間とを削る。

附則第十三條第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第十九條第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第二十五條第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第三十八條第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第四十二條第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

理由

保険料の免除を受けた場合にも保険料を納付した場合と同様に国庫負担を行ふこととし、これに依じて

拠出年金の支給要件の緩和と年金額の引上げを実施するとともに、福祉年金に關する所得又は他の公的年金の支給による支給の制限を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事井村重雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔井村重雄君登壇〕

○井村重雄君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、本年一月から施行されておりますが、今回、さらに手当の額を引き上げるとともに、受給資格者の所得制限を緩和して、児童扶養手当制度の充実をはかりとするのが、本改正案の目的であります。

そのおもなる内容は、
第一に、現行法では手当の月額が児童一人の場合は八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合は三人以上の一人につき二百円を加算することに

なっておりますのを、児童二人の場合は千四百円、三人以上の場合には三人以上の一人につき四百円を加算することに改めることとあります。

第二に、受給資格者の前年度の所得による支給制限の額を十三万円から十五万円に引き上げて、支給要件を緩和しようとするものであります。

次に、国民年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、昭和三十六年四月をもって全面的に実施されたのでありますが、低所得者階層の処遇をさらに厚からしめる等、なお改善充実の必要があるため、本改正案が提出されたものであります。

そのおもなる内容は、
まず、拠出年金に關しては、第一に、国庫は、保険料を免除された者に對しても、その保険料の二分の一を負担すること、第二に、老齢年金の支給要件を緩和すること、すなわち、保険料の納付済み期間、免除期間またはこれらの合算期間が三十五年以上であれば支給することとし、その額は、保険料の納付済み期間に依りて定める額と免除期間に依りて定める額との合算額とすること、第三は、障害、母子、準母子及び遺児の各年金の受給資格を緩和して、三年間被保険者であれば、たとひその全期間が保険料を免除されていても、年金を支給すること等であり、次に、福祉年金に關しては、

第一に、受給権者本人の所得による支給制限額十三万円を十五万円に引き上げる。第二に、公的年金と福祉年金の併給について、その額の限度を原則として二万四千円とし、公的年金が戦争、公務により死亡または廃疾に基づいて支給されている場合には、この限度を七万円とすること。第三に、老齢、障害の各福祉年金の受給者の配偶者が公的年金を受けている場合の制限を撤廃し、さらに母子、準母子の各福祉年金を支給される子の加算額二千四百円を四千八百円に引き上げることとしたのであります。

以上三法案は、二月二十一日厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、審議に入ったのであります。四月四日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、日本社会党八木一男君外十一名より国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出され、八木君より趣旨の説明が行なわれまし。次いで、討論の後、採決の結果、修正案は賛成者少数をもって否決され、政府提出の両法案は多数をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

なお、両法案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三派共同提案による附帯決議を付することに決したのであります。これらの内容については会議録で御承知願いたいと思ひます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両案中、日程第九につき、討論の通告があります。これを許します。島本虎三君。

〔島本虎三君登壇〕

○島本虎三君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程されました国民年金法の一部を改正する法律案及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

申すまでもなく、近代国家の政治の核心は国民福祉の充実であります。社会保障はその根幹であり、年金と医療はその両翼ともいふべき重要な制度であることは、論を待ちません。従つて、わが党は社会保障の拡充に鋭意努力してきたのであります。政府並びに自民党も、盛り上がる世論とわが党の熱意に押され、国民年金法を提出後、一再ならず手直しを加えてきたことは御承知の通りでございます。私はその努力には敬意を表するものであります。現行提出年金法の有する重大な欠陥を根本的に是正する勇気のないことをまことに遺憾とするものでございます。(拍手)

現行提出年金法の重大な欠陥は、その組み立てが社会保険主義で貫かれ、保険財政の安全性のみにこだわられ、社会保障の精神が全くはけています。点であります。

まず、その理由の第一は、定額保険料のため、社会保障の重要な側面である所得再配分の思想に欠けていることとあります。その二は、支給金額が少なく、スライド制が明確でなく、物価上昇についていけないということとあります。第三は、受給資格の取得期間が長く、かつ支給開始がおそ過ぎることとあり、第四は、保険料免除規定が厳格過ぎることとあります。また、第五には、積立金の管理運用の民主的規定の明確でないこと等とあります。

今回の改正案によつて、貧困で掛金の免除を受けた者に対する年金給付条件が若干緩和されて、保険料の実納した者と同様に二分の一の国庫負担が確保されて、全期間免除の者といえども、六十五才になれば、給付が全期間保険料実納の人の年金額の三分の一以上の年金が確保されるようになったことは、これは前進であり、その限りにおきましては、まことに同慶にたえません。しかし、政府もこの際、保険料を免除されるような階層の人々こそ、真に年金の必要な人々であることを思い、この保険料も国がかつて積み立てることに踏み切り、全期間の実納者と同額の年金が確保されるようにすべきであり、これこそ倍増計画に即応した血の通った政治と言えるのであります。(拍手)

次に指摘しなければならぬことは、年金は、少なくとも安心して食える金額でなければならないということとあります。現行国民年金は、御承知のように、四十年間の経済成長率を、年平均二%と見て、「資本蓄積分〇・五%を引いて、一・五%の率で上昇する」との考えに立つて、昭和三十一年度の生活保護者の全国平均月二千円を基礎にして、四十年後には三千五百円だと推定して、その金額が策定されたこととでございます。さらにまた、実施は五年も延ばされまして、四十五年後に三千五百円という、いわば現在生活保護を受けている人と同じ程度の生活しか保障されないものであります。これがはたして憲法で保障された健康にして文化的な生活と云えるものでございましょうか。金額算定の根拠になった経済成長率一・五%にしても、政府の豪語する最近のいわゆる三カ年平均の九・二%に比べても、戦前の経済成長率の四%に比べても、問題にならない低い数字であつて、これでは動物的生活の維持にしかならないことは明瞭な事実なのでございます。(拍手)すでに生活保護さえも一八%の増額を見、日雇賃金も平均四百二十五円に増額されているのでございます。この際こそ、当然年金額を改定する必要があるのに、何らこれに触れていないのは全く遺憾とするところでございます。

政府はいかに社会保障の拡充を口にしても、一般会計に対する社会保障費の割合を見るに、昭和三十二年の英國の二〇%、西ドイツの一六%に比べて、三十七年度のわが国の予算でさえ、ただ一三%にしかなっていないことは、社会保障に対する熱意がすこぶるありや、疑わざるを得ないのでございます。

次に、老齢福祉年金については、まず何よりも先に、支給金額を増額することとでございます。七十才の老人にして月一千円では、まさに老齢福祉の文字が泣きます。最近の物価高騰は、もうすでに目に余るものがあります。御飯のおかずがなくなつてしまつても、老人がちくわのかまぼこ一本買つて参りましても、値段が高いほかに、中の穴まで一段と大きくなつていゝ現状でございます。まさに値上げのダブルプレーです。高くないものは豆腐の背だけと年金の金額ぐらゐのものでございませう。それにまた、七十才の支給ではおそ過ぎるうらみがあります。せめて六十才からの支給として、年一万二千円、六十五才以上は二万四千円、七十才以上は三万六千円としても、決して高過ぎることはないはずで、六十才台からの完全支給は為政者の当然の義務といわなければならないと思ひます。

障害年金にしてもその通りでございます。今回若干の手直しを加えたにいたしましても、いまだ障害者には冷酷無比でございます。障害者といへども家

第四十八条第一項中「これに附帯する業務を含む。」を「これに附帯する業務を含む。以下同じ。」及び同項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に改め、「政令で定めるところにより」の下に「それぞれを加える。」

第四十八条第二項中「前項の特別の勘定を」第三十八条第一項第五号の業務に係る第四十八条の業務に係る前項の特別の勘定に改める。

第五十条第二項中「第四十八条第一項の特別の勘定を」第三十八条第一項第五号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に改める。

第五十一条中「六月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「第四十八条第一項の特別の勘定を」第三十八条第一項第五号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に改める。

第五十四条の二 政府は、予算の範囲内、事業団に対し、第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

（資金）
第五十四条の三 事業団は、前条の規定により交付を受けた交付金を第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

第五十四条の三 事業団は、前条の規定により交付を受けた交付金を第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の資金は、次条の規定により運用する場合のほか、第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第五十六條の次に次の一条を加える。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の運用）

第五十六條の二 事業団が第三十八条第一項第六号の業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。）を準用する。この場合において、同法（第二十七条を除く。）中「各省各庁」とあるのは「畜産振興事業団」と「各省各庁の長」とあるのは「畜産振興事業団の理事長」と読み替へるものとする。

第六十二条第一項中「これを」の下に「政令で定めるところにより」

当該残余財産の額のうち第三十八条第一項第六号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額まで国庫に納付し、なお残余があるときは、その残余を加える。

第六十三条第一号中「第三十八条第一項第四号、第四十二各号」を「第三十八条第一項第四号若しくは第六号、第四十二各号、第四十五条の二に改める。

第六十八条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第五十四条の三第二項の規定に違反して、同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

附則 第十一條中「当分の間、」の下に「第三十八条第一項第五号の業務に係る」を加え、「第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）」を「第三十八条第一項第五号及び第六号の業務」に改める。

附則 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 畜産振興事業団の昭和三十七事業年度については、改正後の第四十五條の二中「第五十四條の三第一項の資金の運用によつて生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額を基準として農林省令で定めるところにより算出され

る額」とあるのは、「五千万円」とする。

3 酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第一項中「酪農経営改善計画の実施及び第二十四条の三の学校給食に係る措置の実施」を「及び酪農経営改善計画の実施」に改める。

理 由

畜産及びその関連産業の健全な発達を促進するため、畜産振興事業団の業務として新たに畜産の振興に資するための事業に対する助成等の業務を加え、政府は畜産振興事業団に対し当該業務に要する経費の財源に充てるための交付金を交付することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。農林水産委員長野原正勝君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔野原正勝君登壇〕

○野原正勝君 ただいま議題となりました内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

関する法律の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進するため、畜産振興事業団の業務を拡大強化しようとして提出されたものでありまして、そのおもな内容を申し上げますと、

まず第一に、畜産振興事業団の事業として国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業に対し補助すること、及び、主要な畜産物の流通の合理化のための処理もしくは保管の事業、畜産の経営もしくは技術の指導の事業等に対し、補助または出資すること等の新規業務を加えたことであります。

第二に、政府は、事業団に追加される新規業務に対する資金措置として、予算の範囲内で事業団に対し交付金を交付することができることとしたしております。

第三に、事業団は、政府の交付金及びその運用益金にかかる経理については、これを他の経理と区分して整理しなければならないこととしたしております。

その他、事業団の理事を一人増員して四名とすること、及び、事業団が交付する補助金については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律の規定を、その一部を除いて準用すること等といたしております。

昭和三十七年四月六日 衆議院會議録第三十三号 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

八一八

以上、本案の骨子について申し上げましたが、本案は、二月十四日付託され、同月二十二日提案理由の説明を聞き、三月十五日から四月四日に至る間に六回にわたり慎重審議を行ない、一昨四日、質疑を終了しましたところ、

自由民主党田口長治郎委員から、自由民主党及び民主社会党を代表して、本案の施行期日を公布の日から施行することに修正すべき旨の動議が出されたのであります。次いで、修正案及び原案に対し、日本社会党湯山勇委員から反対の討論がなされ、採決の結果、本案は多数をもってこれを修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、民主社会党玉置一徳委員外一名の提案による、畜産振興のための予算を一そう充実に努めるとともに、事業団が行なう指定対象助成事業に対する助成は、これら予算措置と相俟つて効果的な運用をはかること等、六項目にわたる附帯決議がこれまた多数をもって付された次第であります。

以上をもって報告を終わります。
(拍手)

〔参照〕
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(委員修正案)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長(原健三郎君) 討論の通告があります。これを許します。西宮弘君。

〔西宮弘君登壇〕

○西宮弘君 私は、ただいま上程されました畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表いたしまして、反対討論を行なうとするものであります。(拍手)

まず、反対の理由の第一は、この法律の欺瞞性についてであります。名はいかにも畜産物価格安定法ではあります。が、価格の安定ないしは所得の保障には何ら全く役立たないのみならず、かえって、逆に畜産物価格を最も低いところに引き下げるために利用されておるのであります。その具体的一例をあげれば、去る三月末日農林省が決定した、原料乳は工場渡しで一升五十二円と告示されました。今日、日本じゅうどこへ参りましたも、こんな値段で牛乳が売られてはおりません。一番安い地方でさえ、農民は自分の庭先で五十三円で売っておるのであります。この法律に基づいて政府が決定いたしました安定価格は、工場渡

しで五十二円、すなわち、農民から牛乳を買い取る乳業資本家は、自分の工場まで運搬せしめて、その買い取り値段を五十二円までは引き下げてもよろしい、こういうことがきめられておるのであります。この法律は、全く畜産物価格引き下げのために利用され、逆用されておるのがその実態であります。(拍手) こんなばかばかしい話はないのであります。これでは畜産物の価格の安定とはおよそ正反對の目的に奉仕をする欺瞞法と断ぜざるを得ないのであります。とかく政府が提案をいたしました法律には羊頭狗肉のものがあるは多いのであります。この法案のごとき、まさにその典型といわなければなりません。(拍手)

反対の理由の第二に、政府の畜産政策に対する無責任さでございます。そもそも畜産をして今日のブームにまでかり立てたのは、申すまでもなく、農業基本問題調査会の見解であり、政府の所得倍増のかけ声であったのであります。農業基本問題調査会は、畜産をして成長農産物の代表として、今後の日本農業の発展はこれ以外にないことを強調いたしました。政府はまた所得倍増計画において、農民の所得を増大させる道は一にも二にも畜産振興であるとなして、今後十年間に牛乳は五・七倍、食肉は三・二倍、鶏卵は二・四倍にまで増大すると、飛躍的発展の構想を示したのであります。従いまして、

農民はこの政府の囁き物入りの宣伝に踊らされて、いずれも多額の借財をあててしながら、養豚に、養鶏に、あるいは酪農にとり組んで参つたのであります。畜産振興もとりつけこうであります。しかし、価格政策を持たない単なる奨励や宣伝は、はなはだしく無責任のきわみといわなければなりません。もしも価格が適正に保障され、安定していさえますならば、特別な宣伝等をいたしませんでも、だまつておつても農民はこれについて参ります。しかるに、今日まで政府が畜産振興、選択的拡大のために参り参りました手は、その一つは所得増大のかけ声であり、二つには、従来の米麦等のいわゆる耕種農業をできるだけ抑圧しようというやり方であったのであります。大麦、裸麦の作付制限のごときはその代表的例であります。米価の決定等にあたりまして、常に同じような考え方に支配され、つまり米価を引き上げるといつまでも米に未練が残るから、これをなるべく低く押えないと果樹や畜産には取りつかないであろうという考えから、低米価を押しつけようとしてきたのであります。私もこのような考え方に徹頭徹尾反対を確立がその前提条件でなければならぬことを再三再四主張し続けて参つたのであります。(拍手) しかるに、何ら価格対策の裏づけを行なわずに、いた

ずらに増産を奨励した結果、農民は多額の借金をかかえ、収支全く償わず、絶えず不安にさらされてきたのであります。特に豚の価格のごとき、暴落に次ぐ暴落をもつて、選択的拡大は、一転して選択的恐慌、選択的破局に突入したのであります。(拍手)

反対の理由の第三は、政府の法律無視、法律じゅうりんの態度に対してであります。昨年度の臨時国会で成立した法律には、特に原料乳または指定食肉の価格決定には、再生産を確保することを旨として定めるとの一項が加えられたのであります。しかるに、先般政府より告示をされました豚肉の安定基準価格キロ当たり二百四十五円のごとき、完全にこの法律の規定を踏みにじるものであります。何となれば、この価格をもってしては絶対に採算はとれず、再生産の確保などとうてい思いもよらないことは、火を見るよりも明らかであります。その点は当院において述べられました参考人の意見に徴しても明らかであり、さらに農林省発表の統計によりまして、たとえば百キロまでに太らした豚を枝肉二百四十五円で販売いたしますと、労力費をゼロとして計算いたしますと、なおかつ三千円近い赤字を生ずることをこの統計は計数的に示しておるのであります。このような事情は、酪農についてもまた全く同様であります。生産費は一升七十円以上はどうしてもかかる

のでありますが、実際の取引は五十五、六円程度であり、これではとても間に合わないもので、生産農民は政府の安定価格の決定に一縷の望みを託しておったのであります。ところが、先月末日発表されました政府決定の価格は、この実際の取引をさらに下回るものであることは、前に述べた通りでありまして、農民の失望と憤激はその極に達しているのであります。政府の所得増計画によりますと、牛乳は六倍にまで伸びることになっておるのであります。近來とくに伸び悩みを示しておりますことは、申すまでもなく採算割れの結果であります。このように法律の明文が完全に無視され、没却されておることをわれわれはどうしても見のがすことはできないのであります。見のがすことはできないのであります。もつとも、国法の根本であります憲法をさへ、御都合次第で自由自在に解釈をし運用をいたします政府のことでありますから、農民保護のための法律のごとき、ほとんど眼中にないのかもしれない。政府はそれでいいといたしまして、助からないのは畜産農民であります。去る二月半ば、九州の一農民は、畜産物価格の値下がり之苦に、ついに自殺を遂げたのであります。全く痛ましい限りと申すはあります。

畜産事業のコストは、その大半は飼料費、えさ代であります。このえさ代は、いたずらに高騰するにまかせられ、従って、今や、飼料高と生産物安のはさみ打ちにあいまして、あえぎあえて苦しんでおる農民の姿は、まことに惨たんなるものであります。

反対の理由の第四は、畜産物価格審議会の運営についてであります。まず第一に、その委員のメンバーの選び方が不公平であり、次には、その会議は非公開として、鉄のとりかぎをかく閉ざし、一切を世人の耳目からおおいい隠そうとしておるのであります。いやしくも、政府が、所得増のためのただ一つの成長農産物だと唱える畜産物の価格の審議を、何がゆえに秘密会にしなければならぬのでしょうか。しかも、このことは、近く開かるべき米価審議会も同様だと伝えられております。が、一体、政府は、何におそれおののか、何に血迷っているのでしょうか。暗黒政治は、やがて最も高価なる代価を支払わされるであらうことを、私はこの際特に警告いたしておきます。

最後にあげます反対の理由は、畜産振興事業団の機能の拡大についてであります。畜産振興事業団は、何はさておきまして畜産物価格安定のために全力を尽くし、これに専念すべきであるにもかかわらず、今回は法律を改正いたしました。大幅にその機能を拡大しようとしておるのであります。そも、かかる事業団等の設置は、本来政府が直接負うべき責任を回避するた

めの手段として利用される場合がはなはだ多いのであります。今回は、当然に政府が行なうべきあらゆる指導、助成の事業等までもこの団体に行なわせようとするのであります。私も、このような考え方にはとうてい承服することはできないのであります。(拍手)かかる特殊の機構を乱設いたしまして、不正事件を誘発せしめ、しかもその間、往々にして政界とのくされ縁を疑わしむるがごときは、断じてとるべき策ではないと考えます。(拍手)

私は、以上数点の理由をあげて本法案に反対して参りました。これからの農民諸君はすべからずこの畜産の振興で所得をふやしなさいと、政府が声をからして宣伝する畜産物に対する施策にしてはおかつかくのごとしであります。これでは、今後の農民の所得を向上させて、他の産業の所得との開きを解消することをもつて目的とする規定いたしました農業基本法第一条のうたい文句が泣いています。大声を上げて泣いております。しかも、かくのごとき農業政策の貧困は、決してひとり農林当局だけの怠慢の結果ではないのであります。すなわち、換言すれば、現在の池田内閣そのものに農政確立の意図が全くないからであります。試みに、先般本国会の開会にあたり述べられた池田総理の施政方針を開きますと、農業問題については、たった一言、農業生産の選択的拡大と農業経営

の近代化は、急速に進展し、農業所得も堅実に増加しているということを報告しているだけであります。つまり、わが国の農業はすばらしく発展し、農民の所得も大いに増大していると、いわば万々歳と言わんばかりに、うちゃうてんになって手放しで喜んでいただけであります。現在日本農業が当面をいたしております所得格差の問題等々、困難にして重大なる問題はひた隠しに隠して、これには全く触れようとはしないのであります。

かくのごとき農業軽視の、働く農民大衆を捨てて顧みない池田内閣それ自身の姿勢を正すことなしには、日本農業の振興、発展の道は絶対になんことを、私は特に声を大にしてつけ加え、その具体的現われとしてのこの法案にあくまでも反対するものであります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午前三時一分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 小坂善太郎君
厚生大臣 灘尾 弘吉君
農林大臣 河野 一郎君
自治大臣 安井 謙君
国務大臣 川島正次郎君
国務大臣 藤山愛一郎君
国務大臣 三木 武夫君
出席政府委員 大蔵政務次官 天野 公義君

○副議長(原健三郎君) 報告

(常任委員辞任)
一、昨五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
農林水産委員 玉置 一徳君 伊藤卯四郎君
商工委員 菅野和太郎君 伊藤卯四郎君
玉置 一徳君
決算委員 藤井 勝志君
議院運営委員 齋藤 邦吉君 亀岡 高夫君
(常任委員補欠選任)
一、昨五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(原健三郎君) 起立多数。
よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

昭和三十七年四月六日 衆議院会議録第三十三号 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

農林水産委員

伊藤卯四郎君 玉置 一徳君

商工委員

藤井 勝志君 玉置 一徳君

伊藤卯四郎君

決算委員

菅野和太郎君

議院運営委員

龜岡 高夫君 齋藤 邦吉君

(議案提出)

一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。

漁業基本法案(角屋堅次郎君外十一名提出)

一、昨五日内閣から提出した議案は次の通りである。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(議案付託)

一、昨五日委員会に付託された議案は次の通りである。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一五一号) 内閣委員会 付託
鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号) 運輸委員会 付託

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、社会的、経済的諸事情の変動に伴う質屋営業及び古物営業の実態の変化に即応して、営業に関する規制を合理化しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 質屋営業法の一部改正

1 質屋が質物として同種の物を取り扱う営業者から善意で質に取つた物品が、盗品または遺失物であつた場合における被害者等の無償回復請求権の対象から有価証券を除外すること。

2 三年ごとにその更新を受けなければならないとしている質屋営業の許可証の更新に関する規定を削除すること。

3 質屋主が物品を取り扱う営業者であり、かつ、その質に入れようとする物品がその取り扱つてゐる物品である場合においては、質屋は、その物品の流質期限を一月まで短縮することができるものとする。

4 質屋は、命令で定める方法により、相手方が受取権者であることを確認した場合でなければ、質物を返還してはならないこととし、それを確認して質物を返還したときは、

原則として正当な返還をしたものとみなすこと。

(二) 古物営業法の一部改正

三年ごとにその更新を受けなければならないこととしている古物商の許可証等の更新に関する規定を削除すること。

(三) 施行期日

公布の日から起算し、三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

質屋営業法及び古物営業法が制定された当時と現在の社会的、経済的諸事情が著しく変化していることにかんがみ、今日の営業実態に即応してこれらの営業に関する規制を合理化しようとする本案の趣旨を適当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月二十九日

地方行政 國田 直
委員長 齋藤 邦吉君

衆議院議長清瀬一郎殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

左記諸設備の新設、新築は、いずれも昭和三十七年度一般会計予算

算案に計上してあるが、これを皇室用財産として取得しようとするものである。

(1) 葉山御用邸附属邸の暖房設備の新設

予定価格 七、四三二、〇〇〇円

(2) 皇居内生物学御研究所標本室の新築

予定価格 七、六〇七、〇〇〇円

(3) 皇居附属庭園施設整備計画による建物の新築

予定価格 六四、七五〇、〇〇〇円

二 本件の可決理由
葉山御用邸附属邸の暖房設備は昭和初年に設備された電気ヒーターによるもので既に老朽化しており、また皇居内生物学御研究所の標本室は、年々増加する標本類のため収納が困難となり廊下に陳列されている状態であり、これらの新設、新築は必要であることを認め、最後に皇居附属庭園施設整備計画により職務班事務所、馬車庫、馬糧倉庫、厩舎等を庭園予定敷地の外に新築することも必要やむを得ない措置であることを認め、本件は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本件施行に要する経費
昭和三十七年度一般会計予算に七九、七八八、〇〇〇円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年四月四日

大蔵委員長 小川 平二

衆議院議長清瀬一郎殿

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における産業の開発・発展と都市人口の増加により、用水を必要とする地域に対する水の供給を確保することが重要となつてゐるので、水資源を総合的に開発し、利用の合理化を推進するため、新たに水資源局を設置し所掌事務の整備を図るとともに、定員等の改正を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 新たに水資源局を設置し、従来総合開発局で所掌していた水資源の総合的な開発および利用の合理化に関する事務並びに水資源開発公団に関する事務、調整局で所掌していた公共用水域の水質の保全に関する法律の施行に関する事務を所掌させるものとする。

2 審議官の定数を二人削減して三人以内とすること。

3 定員を三人(新規増二五人、定員外職員の定員化七人)増員して五六四人に改めること。

なお、施行期日は昭和三十一年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、水資源の総合的開発及び利用の合理化を強力に推進するため、妥当な措置と認めるが、その施行期日については、四月一日がすでに経過しているのを、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一千五百二十万六千円が昭和三十一年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十一年四月四日

内閣委員長 中島 茂喜

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、**公布の日**、**昭和三十一年四月一日**から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主なる改正点は、次のとおりである。

1 諸外国における核爆発の実験に伴い、放射性降下物による障害の防止に關して、関係行政機関の講ずる対策が恒久化する状況にかんがみ、これらの対策について総合調整を行なうことを、科学技術庁の権限に追加し、これに關する事務を原子力局の所掌とする。

2 科学技術は、めざましい進歩に伴いその専門分野がいよいよ細分化する情勢にかんがみ、科学技術庁の総合調整機能を更に強化するため、新たに研究調整局を設置し、企画及び振興両局の所掌事務をこれらの三局に再配分する。すなわち、計画局は、その所掌事務のうちから宇宙科学技術に關する事務を研究調整局に移し、科学技術一般例えは人材養成、処遇改善、研究体制等の共通事項に關する関係行政機関の事務の総合調整を、その所掌事務に加え、研究調整局は、関係行政機関の科学技術に關する事務の総合調整、関係行政機関の科学技術振興費予算の見積り方針の調整及び総合的、基礎的試験研究の助成等に關する事務を所掌し、振興局は、いわゆる現業的の事務をもつばら所掌することとする。

3 科学審議官の定数を二人減じて三人以内に改める。

4 定員の新規増一六〇人に、定員外職員の定員化九七人を加え、同庁の定員一、三二四人を一、五七一人に改める。

二 議案の修正議決理由

本案は、行政運営上妥当な措置と認めるが、その施行期日については、四月一日が既に経過しているのを、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約一億二千二百万円が昭和三十一年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十一年四月四日

内閣委員長 中島 茂喜

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、**公布の日**、**昭和三十一年四月一日**から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

行政管理局設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は次のとおりである。

1 行政管理局設置法の一部改正

(1) 鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団、日本蚕糸事業団及び中小企業退職金共済事業団は、いずれも一定の国家的目的を有する特殊法人であるので、各行政機関の業務の実施状況の監察に關連して行なう調査の対象となつて行なう事業団と同様に、これらの事業団をその調査の対象に追加する。

(2) 行政管理局の定員外職員一〇人を定員化して、同庁の定員一、六五四人を一、六六四人に改める。

2 北海道開発法の一部改正

北海道開発庁の定員新規増三〇人に定員外職員の定員化一、二六七人を加え、同庁の定員一〇、四三〇人を一一、七二七人に改める。

二 議案の修正議決理由

本案は、行政運営上妥当な措置と認めるが、その施行期日については、四月一日が既に経過しているのを、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約

八百三十万円が昭和三十一年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十一年四月四日

内閣委員長 中島 茂喜

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、**公布の日**、**昭和三十一年四月一日**から施行する。ただし、行政管理局設置法第十條の改正規定及び北海道開発法第十八條の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

児童扶養手当制度の充実をはかるため、手当の額を引き上げるとともに受給資格者の所得による支給の制限を緩和しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1 児童扶養手当の月額について

て、児童一人の場合は八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合は三人以上の一人につき二百円を加算することになつてゐるのを、二人の場合は千四百円、三人以上の場合は三人以上の一人につき四百円を加算することに改めること。

2 受給資格者の前年の所得による支給の制限の額を十三万円から十五万円に引き上げること。

3 手当額の引き上げについては昭和三十七年五月分の手当から、所得制限額の引き上げについては昭和三十六年分の所得から適用すること。

二 議案の可決理由

改正案の内容は母子世帯等における児童の福祉の向上をはかるため、その趣旨をわけて時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算(厚生省所管)において十四億一千二十七万六千円を計上している。右報告する。

昭和三十七年四月四日

社会労働 中野 四郎
委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、児童手当制度が世界の多くの国で実施されている状況にかんがみ、同制度につき可及的すみやかに検討を終え、これが実現につき努力すべきである。

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

国民年金法は、昭和三十六年四月をもつて全面的に実施されたのであるが、低所得者階層の処遇をさらに厚からしめる等、なお改善充実の必要があるため、本案が提出されたものである。

その要旨は次の通りである。

(一) 拠出年金に関する事項

1 国庫は、毎年度保険料を免除された者に対しても、保険料の二分の一相当額を負担すること。

2 老齢年金の支給要件を緩和すること。すなわち保険料の納付済期間、免除期間またはこれらの合算期間が二十五年以上であれば支給することとし、その額は次の通り、保険料納付済期間に応じて定める額と免除期間に応じて定める額との合算額とすること。

(1) 保険料納付済期間に応じて定める額とは、保険料納付済期間が一年以上二十年までは、一年につき九百円、二十一年以上四十年までは、一年につき千二百円。

(2) 保険料免除期間に応じて定める額とは、保険料免除期間一年につき三百五十円。

なお、右の合算額が一万二千円未満の場合は、七十歳以後支給する老齢年金額を一万二千円とすること。

3 特例による老齢年金及び補完的老齢福祉年金は、昭和三十六年四月一日において四十五歳をこえる者についてのみ経過的に存置すること。

4 保険料免除期間も通算対象期間とすること。

5 障害、母子、準母子及び遺児の各年金の受給資格は、最低一年間の保険料の納付が必要であることを改め、三年間被保険者であれば、その全期間が保険料免除期間または保険料免除期間と保険料納付期間との合算期間で満たされている場合にも年金を支給することとし、その年金額は次の通りとすること。

(1) 障害年金の額は、老齢年金と同様の方法により計算した額。

(2) 母子、準母子及び遺児の各年金の額は、その基本額を老齢年金と同様の方法により計算した額の二分の一相当額。

なお、右の年金額について

は、現行通り、障害年金二万四千円、母子年金及び準母子年金一万九千二百円、遺児年金一万二千円の最低保障を行なうこと。

(二) 福祉年金に関する事項

1 受給権者本人の所得による支給制限額十三万円を十五万円に引き上げること。

2 公的年金と福祉年金の併給は、その年金額の限度を原則として二万四千円とすること。ただし、公的年金が戦争公務により死亡または廃疾に基づいて支給されている場合には、この限度を七万円とすること。

3 老齢及び障害の各福祉年金の受給権者の配偶者が、公的年金給付を受けている場合、受給権者に支給する福祉年金の額を六千円に減額する措置は、撤廃すること。

4 母子及び準母子の各福祉年金を支給される子の加算額二千四百円を四千八百円に引き上げること。

5 施行期日は、公布の日とする。ただし、福祉年金についての所得制限緩和の規定及び子の加算額の規定は、昭和三十七年五月分から、また公的年金と福祉年金の併給の

規定及び配偶者の受給制限緩和の規定については、同年十月分からそれぞれ支給すること。

二 議案の可決理由

保険料の免除を受けた場合にも、保険料を納付した場合と同様に国庫負担を行ない、低所得被保険者に対して拠出年金の受給要件を緩和し、あわせて年金額の引き上げを実施するとともに、福祉年金に関する所得及び他の公的年金受給による支給制限を緩和する等の措置を講ずることは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は、別紙のごとき附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党八木一男君外十一名より修正案が提出されたが否決された。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算(厚生省所管)に二十二億一千七百六十三万円を計上している。右報告する。

昭和三十七年四月四日

社会労働 中野 四郎
委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

国民年金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は国民年金制度の重要性にか

んがみ左記事項につき、すみやかに検討すべきである。

記

一、左の大綱に従つて改善を行なうこと。

1 各年金の年金額を大幅に引き上げる。

2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げる。

3 福祉年金の給付制限を緩和すること。

4 保険料、年金額、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。

5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。

二、特に左の事項については可及的すみやかに適切な措置を講ずること。

1 各種福祉年金額を大幅に増額すること。

2 老齢福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、障害福祉年金等の本人所得制限額をさらに引き上げること。

3 夫婦とも福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。

4 老齢福祉年金における配偶者所得制限を緩和又は廃止すること。

5 母子福祉年金、準母子福祉年金については、身体障害者又は

精神薄弱者を扶養する場合は、二十歳に達するまでこれを加算対象とするよう努力すること。

6 障害福祉年金、障害年金の受給者の子について、母子年金同様の加算制度を設けるよう検討すること。

7 内科疾患に基づく障害に對しても障害年金、障害福祉年金を支給すること。

8 保険料の免除を受けた者の年金給付については、さらに優遇措置を講ずるよう検討すること。

9 拠出金について物価変動に對応する年金額のスライド規定を設けるよう検討すること。

10 年金加入前の身体障害に對しては、広く社会福祉施策の全体系のうちでその保障を確保する

みちを考究すること。

11 年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようにすること。

一 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進するため、畜産振興事業団の業務を拡大強化し

よりとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 畜産振興事業団は、新たに、

国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業その他の畜産の振興に資するための事業に對し補助し、又は当該事業に出資する業務を行なうものとする。

2 政府は、予算の範囲内で、事業団に對し、新たに追加される業務に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができると。

3 事業団は、政府の交付金及びその運用益金に係る経理については、これを他の経理と区分して整理しなければならないものとする。

4 事業団の理事を一人増員して四人以内とすること。

5 事業団が行なう国内産の牛乳の学校給食事業については、都道府県その他農林大臣の指定する者に委託することができると。

6 事業団が交付する補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

の規定をその一部を除いて準用するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、今後における畜産振興をはかるため、畜産振興事業団の業務を拡大し、新たに国内産の牛乳の学校給食及び畜産物の流通合理化のための補助助成又はこれらに對する出資等の業務を行なわせようとするものであつて、その趣旨は受当なるものと認められる。しかしながら、本案は、その施行日についてこれを改める必要があるもので、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本案に對しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、畜産振興事業団交付金十億円及び同事業団出資金五億円計十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年四月四日

農林水産 委員長 野原 正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

附 則

〔別紙〕 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、本法の運用にあたり、左記各項の実現に努めるべきである。

記

一、政府は、畜産振興のための予算を一層充実するよう努めるとともに事業団が行なう指定対象助成事業に對する助成は、これら予算措置と相まつて効果的な運用をはかること。

二、政府の事業団に對する出資金及び交付金については、三十八年度以降においても必要に応じ増額すること。

三、今後の原料乳及び指定食肉の安定価格の決定に当たつては、生産農民が拡大的に再生産できるよう十分配慮すること。

なお、指定食肉の安定基準価格の決定については、極力市場間の買入価格の均衡を図るよう努めて配慮すること。

四、芝浦と場については、国内食肉の価格形成に至る大影響を及ぼしている現状にかんがみ、早急に中央卸売市場法の規制を適用せしめるよう措置すること。

また、中央卸売市場の施設の整備拡充については、格段の措置を講ずること。

五、国内産牛乳の学校給食については、需給事情に左右される不安定な性格から脱皮させ、恒常的な制度として確立するよう努めるとともに、国内産の乳製品及び豚肉についても、これを学校給食の用に供するよう、その措置を検討すること。

六、畜産物の輸入については、必要最少限度に止めるとともに、特に輸入羊肉については、国内産食肉価格を圧迫せざるよう措置を講ずること。

右決議する。

衆議院會議録第二十九号中正誤

ベシ段	行	誤	正
七五二	六	に改正す	に修正する。
七五三	三	提出	現出
七五五	一五	岡山宇野	岡山宇野
七五七	一〇	岡山水島	岡山水島
七五七	一〇	規程に	規定に

衆議院會議録第三十号中正誤

七五五ページ三段一行から五行までの各行頭を一字下げ、一行の前に「修正に係る条文中を」を入れる。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三一五